

家庭部門におけるエネルギー小売事業者等  
による省エネ促進手法に関する調査

業務報告書

令和7年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング



## 概 要

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、徹底した省エネを進めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大に向けた対策を強化していくことが必要である。これらを踏まえ、令和3年10月に策定された第6次エネルギー基本計画においては、2030年度に6,200万kL（原油換算）の省エネルギー（以下「省エネ」という。）を達成するとして目標が上積みされたところである。

このうち、家庭部門の省エネは1,200万kLを占めており、家庭部門における省エネは2030年度目標の達成を左右する重要な要素となっており、エネルギー小売事業者による一般消費者への省エネ情報提供によって56万klの省エネを達成するとされており、更なる取組強化の検討が必要である。

上記の取組強化については、「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」（平成18年経済産業省告示第235号。以下「指針」という。）や「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、エネルギー小売事業者が一般消費者へ提供すべき情報の内容等を示すとともに、エネルギー小売事業者の省エネ等の情報提供の取組を評価・公表する「省エネコミュニケーション・ランキング制度」（以下「本制度」という。）を運用し、エネルギー小売事業者のより一層の取組の促進を目指しているところ。

さらに、2022年に改正された「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」では、新たに非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化が措置され、これらについても一般消費者の取組を促すことが必要である。

本事業では、一般消費者の省エネ、非化石エネルギーへの転換、電気の需要の最適化（以下、省エネ等）を促すためのエネルギー小売事業者の情報提供等の取組を促進するため、本制度の運用を行うとともに、本制度のより効果的な評価方法、指針やガイドライン等の改正について検討を行った。



## 目次

|   |        |
|---|--------|
| I. エネルギー小売事業者の省エネ等の情報提供の取組を評価する制度の運用.....     | - 1 -  |
| 第1章 省エネコミュニケーション・ランキング制度の様式の回収及び集計作業の実施.....  | - 1 -  |
| 1. はじめに.....                                  | - 1 -  |
| 2. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の様式の回収及び集計作業の実施 .....  | - 1 -  |
| 3. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直し .....  | - 32 - |
| 第2章 エネルギー小売事業者の更なる取組促進のための制度の検討.....          | - 41 - |
| 1. エネルギー小売事業者による消費者の省エネ等に資する取組の実態調査 .....     | - 41 - |
| 2. エネルギー小売事業者による消費者の省エネ等に資する取組の評価方法等の検討 ..... | - 43 - |
| 第3章 Appendix .....                            | - 45 - |



# I. エネルギー小売事業者の省エネ等の情報提供の取組を評価する制度の運用

## 第1章 省エネコミュニケーション・ランキング制度の様式の回収及び集計作業の実施

### 1. はじめに

省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用を行い、エネルギー小売事業者の省エネ情報提供の報告に関する集計等を行うとともに、その結果を整理した上で評価委員会を開催し、議論・評価を行った。また、得られた結果を基に検討会で議論を行い、一般消費者の省エネ行動を促すための情報提供の在り方について制度（指針、ガイドライン等）の改正を含めて検討した。

### 2. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の様式の回収及び集計作業の実施

#### 2.1 省エネコミュニケーション・ランキング制度 説明会の開催

前年度と同様、エネルギー小売事業者の本制度参加率向上を目的に、下表に示す通り制度説明会を実施した。主な議題は、省エネコミュニケーション・ランキング制度の概要、省エネコミュニケーション・ランキング制度の変更点、様式の記入に関する注意事項及び方法、スケジュール、報告事例であった。

表 1 省エネコミュニケーション・ランキング制度に関する説明会

| 開催日時                     | 参加者   |
|--------------------------|---|
| 2024年6月25日（火）14:00～15:00 | 全国LPガス協会<br>全国LPガス協会会員企業<br>資源エネルギー庁省エネルギー課<br>三菱UFJリサーチ&コンサルティング |
| 2024年6月27日（木）11:00～12:00 | 電気事業連合会<br>小売電気事業者<br>資源エネルギー庁省エネルギー課<br>三菱UFJリサーチ&コンサルティング       |
| 2024年7月3日（水）10:00～11:00  | 日本ガス協会<br>日本ガス協会会員企業<br>資源エネルギー庁省エネルギー課<br>三菱UFJリサーチ&コンサルティング     |

#### 2.2 省エネコミュニケーション・ランキング制度 2024年度実施概要

2024年度は表2のとおり、エネルギー小売事業者（電気、都市ガス、LPガス）から報告様式の提出があり、事務局にて採点を実施したのち、評価委員会において議論を行い、各社の評価を確定させた。なお、今年度において「評価項目及び配点」や「評価方法（ランク水準）」の変更はないが、2023年度第1回エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会の協議結果を踏まえ、2024年度より満点獲得事業者（★5）については、満点獲得を明示した上で公表する方針に変更した。

表 2 省エネコミュニケーション・ランキング制度 2024 年度実施概要

|      | 概要   |
|------|--|
| 対象   | 家庭へのエネルギー供給実績のあるエネルギー小売事業者各社<br>(小売契約件数30万件超の努力義務対象事業者を含む)   |
| 方法   | 各業界団体又は資源エネルギー庁経由でメールにて報告様式の提出を要請  |
| 実施時期 | 2024年5月31日(金)～9月2日(月)  |
| 提出状況 | <p>【電気】<br/>提出事業者数：104者（小売契約件数30万件超の事業者24者が提出）<br/>※2023年度の回答事業者数は89者</p> <p>【都市ガス】<br/>提出事業者数：85者（小売契約件数30万件超の事業者14者が提出）<br/>※2023年度の回答事業者数は76者</p> <p>【LPガス】<br/>提出事業者数：15者（小売契約件数30万件超の事業者3者が提出）<br/>※2023年度の回答事業者数は11者</p> |

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会(令和6年度第1回)事務局資料

## 2.3 評価結果

### 2.3.1 小売電気事業者の評価結果

2023年度と比較して提出事業者数が増加(89者⇒104者)した。2年連続提出事業者数(以降、連続提出事業者)は68者であり、76.4%の事業者が引き続き本制度に参加となった。新規参加の事業者数は36者であり、説明会や各業界団体による呼びかけの効果等が表れた結果だと考えられる。

2023年度と比べて★5以上事業者が増加(30者⇒35者)(うち、満点を取得した事業者は27者)した。★1以下事業者も増加(21者⇒33者)した。平均点は2023年度の84.0点から2024年度の82.4点に悪化したものの、2023～2024年度に連続して様式を提出した連続提出事業者の平均点が90.3点⇒98.4点と改善している。新規参加事業者の平均点は初参加であったことも起因し、52.2点と低調であった。今後の継続的な参加による取組の高度化が期待される。小売契約件数別では、30万件超の事業者は128.3点から127.1点に、30万件以下の事業者は72.0点から69.0点に悪化したものの、連続提出事業者の平均点は改善している。今後は新規参加事業者も巻き込んだ業界全体の取組促進が期待される。その他の分析結果については以下のとおりである。

#### (1) 評価結果の分布

★5以上獲得事業者が増加(30事業者⇒35事業者)したが、★5以上獲得事業者の構成比は34%から34%で横ばいとなった。一方、★1以下事業者も増加(21事業者⇒33事業者)し、構成比は24%から32%と増加した。

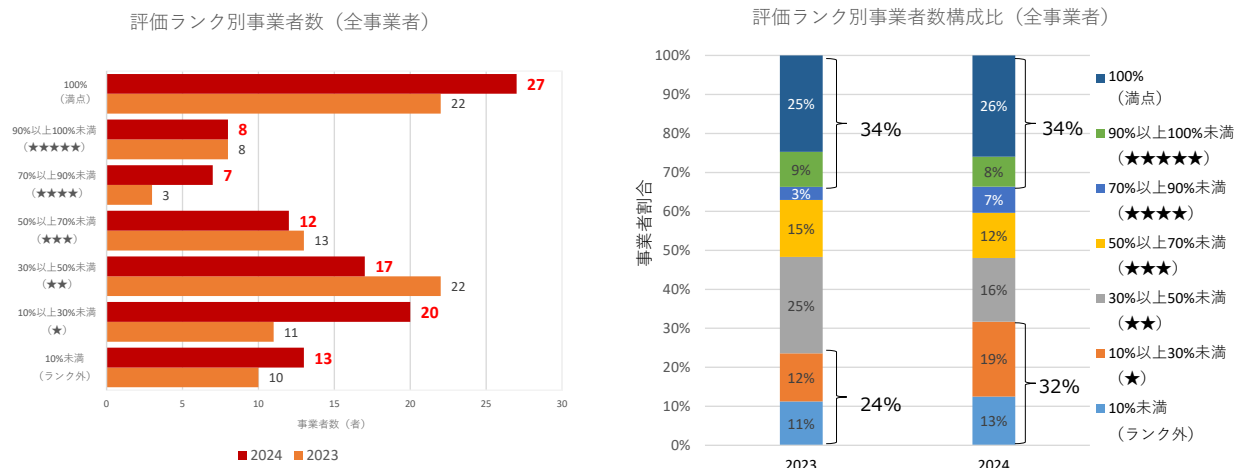


図 1 小売電気事業者 (104 者) の評価結果の分布

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 6 年度第 1 回) 事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、★5 以上獲得事業者が増加 (15 事業者⇒18 事業者) したが、構成比は 79%から 75%に減少した。一方、★1 以下事業者数は微増 (1 事業者⇒2 事業者) し、構成比は 5%から 8%に増加した。小売契約件数 30 万件以下事業者では、★5 以上獲得事業者が増加 (15 事業者⇒17 事業者) したが、構成比は 21%から 21%と横ばいであった。★1 以下事業者数も増加 (20 事業者⇒31 事業者) し、構成比は 29%から 39%と増加した。連続提出事業者の評価ランクは向上している。新規参加事業者の評価ランクは初参加であったことも起因し、低調となった。今後の継続的な参加による取組の高度化が期待される。

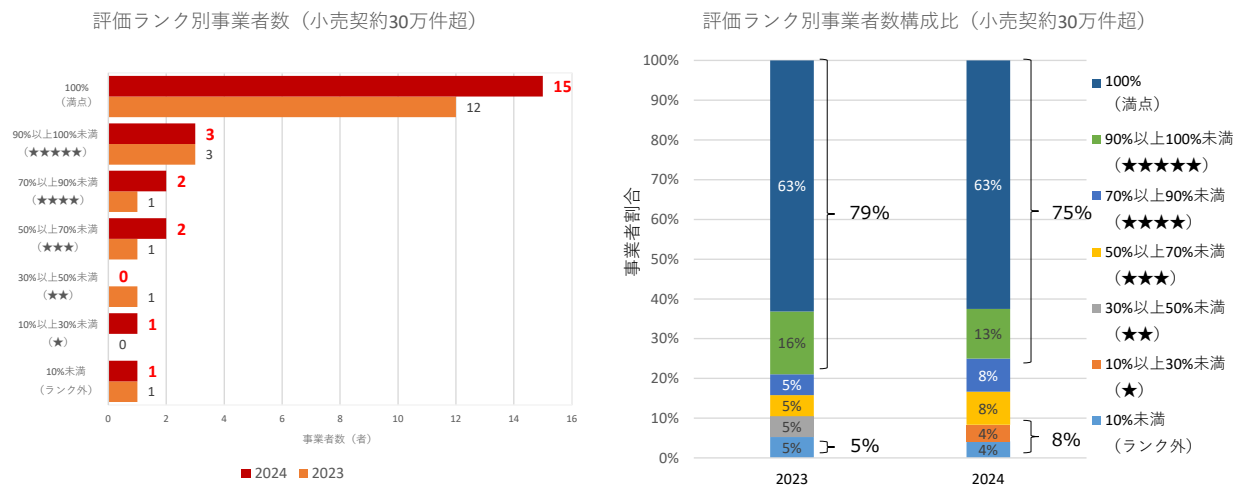


図 2 小売契約件数 30 万件超事業者 (24 者) の評価結果の分布

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 6 年度第 1 回) 事務局資料

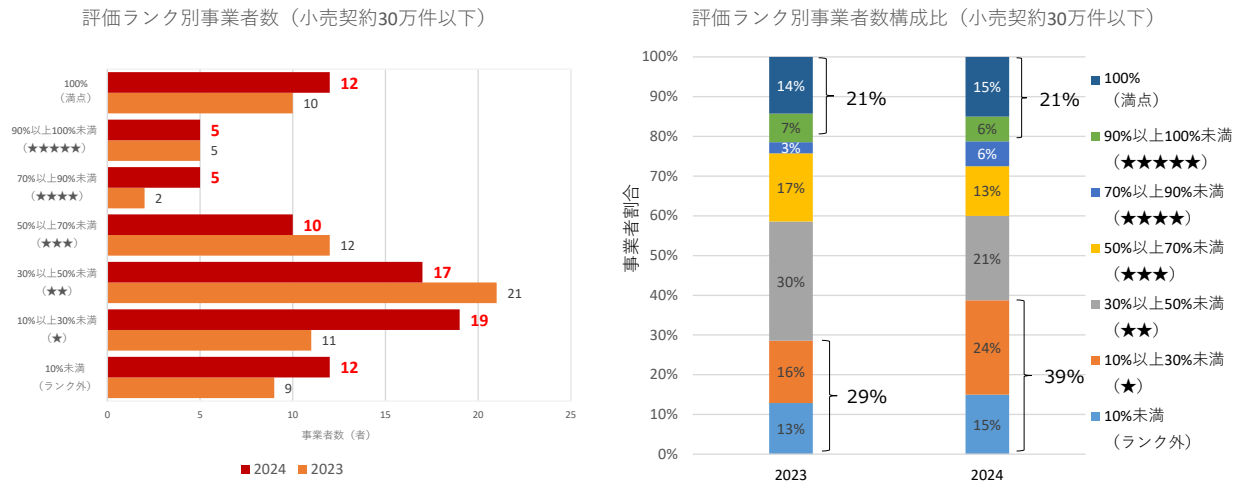


図3 小売契約件数30万件以下事業者(80者)の評価結果の分布

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会(令和6年度第1回)事務局資料

## (2) 基礎点の分布

基礎点平均点は、53.4点から52.5点と微減した。満点を獲得する事業者が増加(30者⇒35者)したものの、平均点を押し下げている45点以下の事業者も増加(48者⇒56者)したことが要因である。連続提出事業者の平均点は57.4点から62.2点と増加した。新規参加事業者の基礎点は初参加であったことも起因し、平均点が34.2点と低調であった。今後の継続的な参加による取組の高度化が期待される。

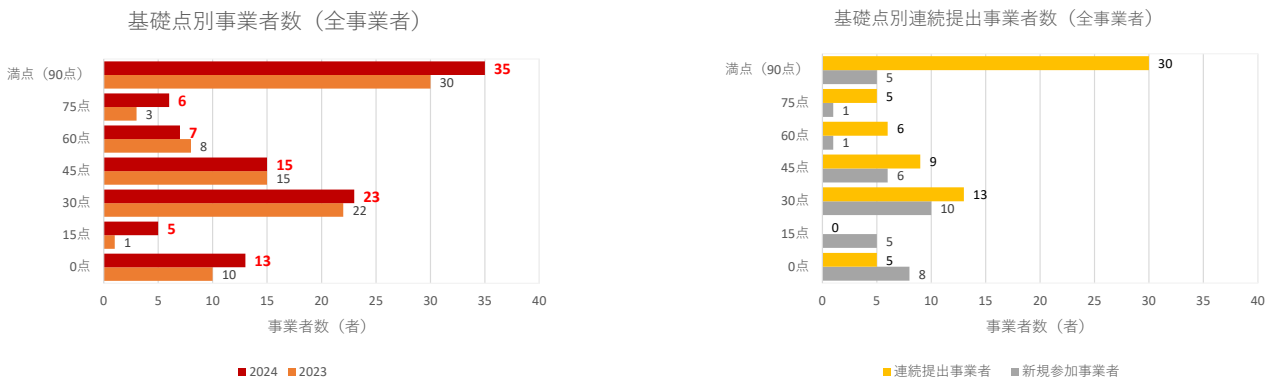


図4 小売電気事業者(104者)の基礎点の分布

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会(令和6年度第1回)事務局資料

小売契約件数30万件超事業者では、基礎平均点が79.7点から80.0点と横ばいで推移した。満点を獲得する事業者が増加(15者⇒18者)したものの、昨年度とほぼ変わらない構成となった。連続提出事業者の平均点は78.6点から80.0点と増加した。新規参加事業者の平均点は80.0点と好調だったため、平均点も高い水準を維持している。小売契約件数30万件以下事業者では、基礎平均点が46.3点から44.3点と減少した。満点を獲得する事業者が増加(15者⇒17者)したものの、平均点を押し下げている45点以下の事業者も増加(45者⇒54者)したことが要因である。連続提出事業者の30%が満点を獲得し、平均点は47.9点から54.3点と増加した。新規参加事業者の基礎点は初参加であったことも起因し、平均点が30.0点と低調であった。今後の継続的な参加による取組の高度化

が期待される。

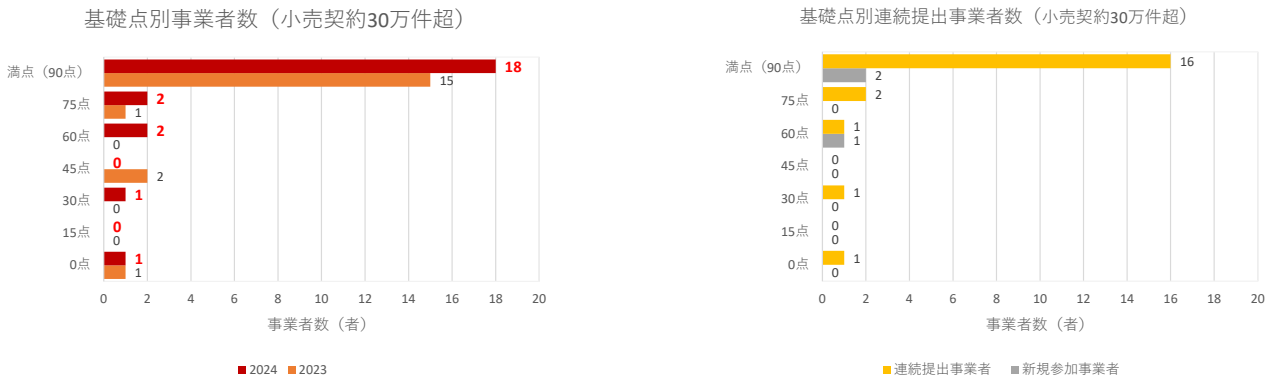


図 5 小売契約件数 30 万件超事業者（24 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

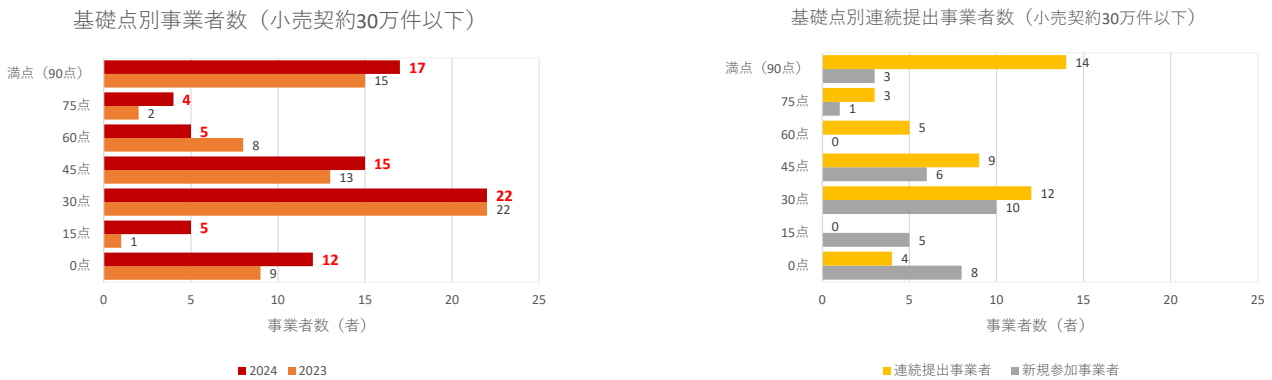


図 6 小売契約件数 30 万件以下事業者（80 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

### （3）加点の分布

加点平均点は、30.6 点から 29.9 点と微減した。満点を獲得する事業者が増加（24 者⇒28 者）したものの、平均点を押し下げている 30 点以下の事業者も増加（46 者⇒52 者）したことが要因である。連続提出事業者の 32%が満点を獲得、平均点は 32.9 点から 36.2 点と増加した。新規参加事業者の加点は初参加であったことも起因し、平均点が 18.1 点と低調であった。今後の継続的な参加による取組の高度化が期待される。

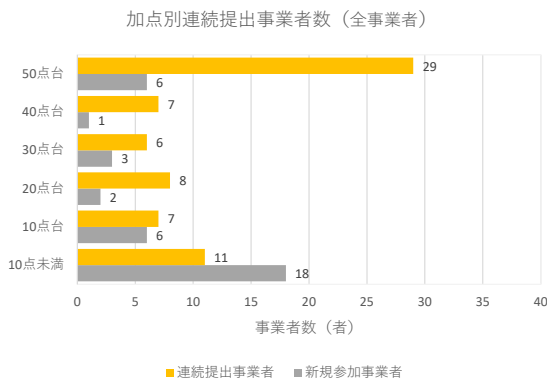
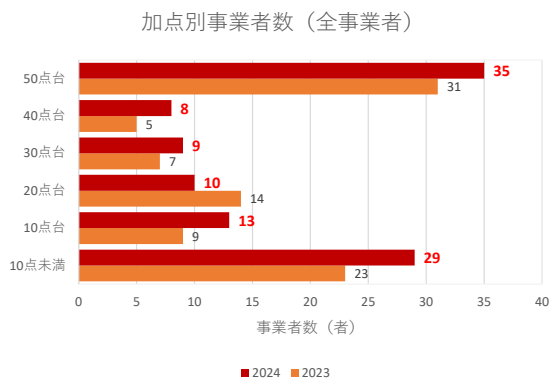


図 7 小売電気事業者（104 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、加点平均点は、46.2 点から 47.1 点と微増した。満点を獲得する事業者が増加（13 者⇒15 者）したものの、昨年度とほぼ変わらない構成となった。連続提出事業者の平均点は 46.2 点から 47.9 点と増加した。新規参加事業者の平均点は 41.3 点であり、連続提出事業者との間に大きな差異はない。小売契約件数 30 万件以下事業者では、加点平均点は、27.0 点から 24.8 点と減少した。満点を獲得する事業者が増加（11 者⇒13 者）したものの、10 点以下の事業者も増加（30 者⇒39 者）したことが要因である。連続提出事業者の平均点は 27.0 点から 31.0 点と増加した。新規参加事業者の加点は初参加であったことも起因し、平均点が 15.9 点と低調であった。今後の継続的な参加による取組の高度化が期待される。

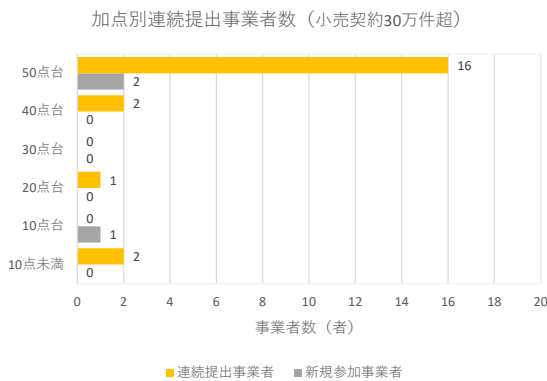
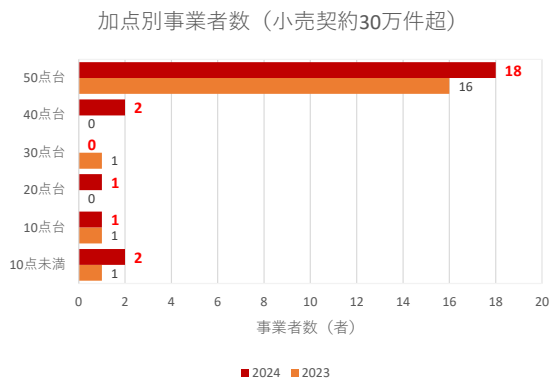


図 8 小売契約件数 30 万件超事業者（24 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

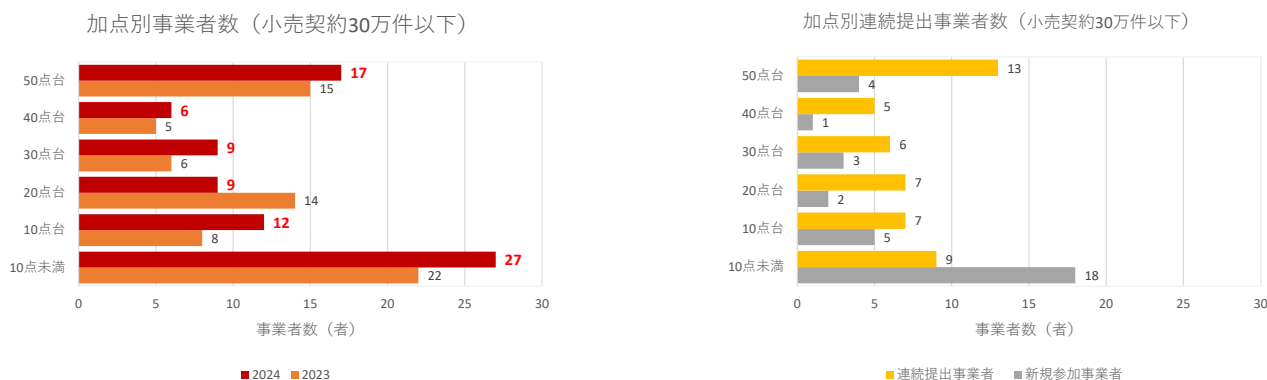


図 9 小売契約件数 30 万件以下事業者（80 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

#### （4）評価ランク別基礎点、加点平均得点率

評価ランク別に基礎点、加点の平均得点率をみると、★5 事業者は基礎点が満点である。★4 事業者でも基礎点の平均得点率は 80%以上となっており、配点の大きい項目における着実な取組実施が本制度の評価に直結していると考えられる。なお、全体的な傾向は 2023 年度からの大きな変化はない。

表 3 小売電気事業者（104 者）の評価ランク別基礎点、加点平均得点率

|                        | 年度   | 合計    | 基礎点    | 加点    |
|------------------------|------|-------|--------|-------|
| 100%<br>(満点)           | 2024 | 100%  | 100%   | 100%  |
|                        | 2023 | 100%  | 100%   | 100%  |
| 90%以上100%未満<br>(★★★★★) | 2024 | 97.3% | 100.0% | 93.0% |
|                        | 2023 | 97.5% | 100.0% | 93.4% |
| 70%以上90%未満<br>(★★★★)   | 2024 | 80.7% | 81.0%  | 80.3% |
|                        | 2023 | 83.7% | 83.3%  | 84.2% |
| 50%以上70%未満<br>(★★★)    | 2024 | 57.2% | 56.9%  | 57.7% |
|                        | 2023 | 57.7% | 57.7%  | 57.8% |
| 30%以上50%未満<br>(★★)     | 2024 | 40.8% | 43.1%  | 37.0% |
|                        | 2023 | 40.1% | 42.4%  | 36.3% |
| 10%以上30%未満<br>(★)      | 2024 | 23.5% | 29.2%  | 14.3% |
|                        | 2023 | 25.6% | 31.8%  | 15.5% |
| 10%未満<br>(ランク外)        | 2024 | 1.3%  | 0.0%   | 3.5%  |
|                        | 2023 | 0.9%  | 0.0%   | 2.4%  |

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

#### （5）各情報項目の配点と実施率

基礎点は、指針 1.(1)、1.(2)については実施率が 80%を超えているものの指針 2 及び集約性に関しては実施率が 40%を割っており、平均は 52.5 点（90 点満点）となった。加点は、内容に関する追加項目 1.～4.において 60%を超えているものの情報の集約性を中心に 50%を割っており、平均点は 29.9

点（55 点満点）である。

表 4 小売電気事業者（104 者）の各情報項目の配点と実施率

| 内容             | 提供方法                             | 基礎点(指針で規定)   |              | 加点(方法)                                       |                              |                                 |             |                    |     |     |     |      |
|----------------|----------------------------------|--------------|--------------|--|------------------------------|---------------------------------|-------------|--------------------|-----|-----|-----|------|
|                |                                  | 提供有無         | 指針3.<br>集約性  | 追加項目1.<br>省エネ意識の高まるタイミ<br>ングでのプッシュ型の情報<br>提供 | 追加項目2.<br>顧客属性を基にした追加<br>的提供 | 追加項目3.及び4.<br>情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |             | 追加項目5.<br>その他の創意工夫 |     |     |     |      |
|                |                                  |              |              |  |                              | 工夫の有無                           | 閲覧率         |                    |     |     |     |      |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値             | 15点<br>(83%) | 15点<br>(39%) | 5点<br>(56%)                                  | 5点<br>(42%)                  | 10点<br>(55%)                    | 5点<br>(48%) | 5点<br>(38%)        |     |     |     |      |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金      | 15点<br>(86%) |              |  |                              |                                 |             |                    |     |     |     |      |
|                | 指針1.(3) 機器の使用法の工夫による<br>削減量及び削減額 | 15点<br>(58%) |              |  |                              |                                 |             |                    |     |     |     |      |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度            | 15点<br>(44%) |              |  |                              |                                 |             |                    |     |     |     |      |
|                | 指針2. 類似世帯比較                      | 15点<br>(39%) |              |  |                              |                                 |             |                    |     |     |     |      |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目1.<br>非化石エネルギーへの転換に資する情報     | 4点<br>(69%)  | 1点<br>(43%)  | 5点<br>(56%)                                  | 5点<br>(42%)                  | 10点<br>(55%)                    | 5点<br>(48%) | 5点<br>(38%)        |     |     |     |      |
|                | 追加項目2.<br>供給する電気の電源構成に関する情報      | 4点<br>(72%)  | 1点<br>(45%)  |  |                              |                                 |             |                    |     |     |     |      |
|                | 追加項目3.<br>時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化  | 4点<br>(75%)  | 1点<br>(65%)  |  |                              |                                 |             |                    |     |     |     |      |
|                | 追加項目4.<br>電気の需要の最適化              | 4点<br>(64%)  | 1点<br>(46%)  |  |                              |                                 |             |                    |     |     |     |      |
|                | 指針1.(5)<br>その他の創意工夫              | 5点<br>(38%)  |              |  |                              |                                 |             |                    |     |     |     |      |
|                |                                  |              |              |  |                              |                                 |             |                    |     |     |     |      |
|                |                                  | 0%           | 10%          | 20%  | 30%                          | 40%                             | 50%         | 60%                | 70% | 80% | 90% | 100% |

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、基礎点は、すべての項目において 80%を超えており、平均は 80.0 点（90 点満点）となった。加点においても、すべての項目において 80%を超えており、平均点は 47.0 点（55 点満点）となった。小売契約件数 30 万件以下事業者では、基礎点は、指針 1.(1)、1.(2) については実施率が 80%前後にあるものの指針 1.(4)、指針 2 及び集約性に関しては実施率が 30%前後となっており、平均は 44.3 点（90 点満点）となった。加点は、内容に関する追加項目 1.～3.において 60%を超えているものの情報の集約性を中心に 50%を割っており、平均点は 24.8 点（55 点満点）となった。

表 5 小売契約件数 30 万件超事業者（24 者）の各情報項目の配点と実施率

| 内容             |                              | 基礎点(指針で規定)   |              | 加点(方法)                            |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|----------------|------------------------------|--------------|--------------|-----------------------------------|-----------------------|------------------------------|-------------|-----------------|-----|-----|-----|------|
|                |                              | 提供有無         | 指針3. 集約性     | 追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供 | 追加項目2. 顧客属性を基にした追加的提供 | 追加項目3.及び4. 情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |             | 追加項目5. その他の創意工夫 |     |     |     |      |
|                |                              |              |              | 工夫の有無                             | 閲覧率                   |                              |             |                 |     |     |     |      |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値         | 15点<br>(96%) | 15点<br>(83%) | 5点<br>(88%)                       | 5点<br>(83%)           | 10点<br>(83%)                 | 5点<br>(92%) | 5点<br>(83%)     |     |     |     |      |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の月別消費量及び料金      | 15点<br>(96%) |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 指針1.(3) 機器の使用法の工夫による削減量及び削減額 | 15点<br>(92%) |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度        | 15点<br>(83%) |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 指針2. 類似世帯比較                  | 15点<br>(83%) |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情報    | 4点<br>(88%)  | 1点<br>(71%)  | 5点<br>(83%)                       | 5点<br>(83%)           | 10点<br>(83%)                 | 5点<br>(92%) | 5点<br>(83%)     |     |     |     |      |
|                | 追加項目2. 供給する電気の電源構成に関する情報     | 4点<br>(88%)  | 1点<br>(67%)  |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 追加項目3. 時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化 | 4点<br>(83%)  | 1点<br>(79%)  |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 追加項目4. 電気の需要の最適化             | 4点<br>(100%) | 1点<br>(79%)  |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 指針1.(5) その他の創意工夫             | 5点<br>(83%)  |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                |                              |              |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                |                              | 0%           | 10%          | 20%                               | 30%                   | 40%                          | 50%         | 60%             | 70% | 80% | 90% | 100% |

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

表 6 小売契約件数 30 万件以下事業者（80 者）の各情報項目の配点と実施率

| 内容             |                              | 基礎点(指針で規定)   |              | 加点(方法)                            |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|----------------|------------------------------|--------------|--------------|-----------------------------------|-----------------------|------------------------------|-------------|-----------------|-----|-----|-----|------|
|                |                              | 提供有無         | 指針3. 集約性     | 追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供 | 追加項目2. 顧客属性を基にした追加的提供 | 追加項目3.及び4. 情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |             | 追加項目5. その他の創意工夫 |     |     |     |      |
|                |                              |              |              | 工夫の有無                             | 閲覧率                   |                              |             |                 |     |     |     |      |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値         | 15点<br>(79%) | 15点<br>(28%) | 5点<br>(46%)                       | 5点<br>(30%)           | 10点<br>(46%)                 | 5点<br>(35%) | 5点<br>(25%)     |     |     |     |      |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の月別消費量及び料金      | 15点<br>(83%) |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 指針1.(3) 機器の使用法の工夫による削減量及び削減額 | 15点<br>(48%) |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度        | 15点<br>(33%) |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 指針2. 類似世帯比較                  | 15点<br>(26%) |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情報    | 4点<br>(64%)  | 1点<br>(36%)  | 5点<br>(46%)                       | 5点<br>(30%)           | 10点<br>(46%)                 | 5点<br>(35%) | 5点<br>(25%)     |     |     |     |      |
|                | 追加項目2. 供給する電気の電源構成に関する情報     | 4点<br>(68%)  | 1点<br>(39%)  |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 追加項目3. 時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化 | 4点<br>(73%)  | 1点<br>(61%)  |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 追加項目4. 電気の需要の最適化             | 4点<br>(54%)  | 1点<br>(36%)  |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                | 指針1.(5) その他の創意工夫             | 5点<br>(26%)  |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                |                              |              |              |                                   |                       |                              |             |                 |     |     |     |      |
|                |                              | 0%           | 10%          | 20%                               | 30%                   | 40%                          | 50%         | 60%             | 70% | 80% | 90% | 100% |

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

## (6) 連続提出事業者の項目別実施率推移

2023～2024 年度に連続して様式を提出した連続提出事業者は、すべての項目で実施率が前年度と同等かそれを上回った。特に昨年度は実施率が 50%を割っていた項目において、実施率が大きく改善している。

表 7 小売電気事業者（104 者）の連続提出事業者における項目別実施率推移

| 内容             | 提供方法                              | 基礎点(指針で規定)        |              | 加点(方法)                            |                             |   |              |                 |     |     |     |      |
|----------------|-----------------------------------|-------------------|--------------|-----------------------------------|-----------------------------|---|--------------|-----------------|-----|-----|-----|------|
|                |                                   | 提供有無              | 指針3. 集約性     | 追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供 | 追加項目2. 顧客属性を基にした追加的<br>情報提供 | 追加項目3.及び4. 情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫<br>工夫の有無 閲覧率 |              | 追加項目5. その他の創意工夫 |     |     |     |      |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値              | 93%<br>(91%)      |              |                                   |                             |   |              |                 |     |     |     |      |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金       | 93%<br>(93%)      |              |                                   |                             |   |              |                 |     |     |     |      |
|                | 指針1.(3) 機器の使用方法的工夫による<br>削減量及び削減額 | 69%<br>(59%)      | 50%<br>(46%) |                                   |                             |   |              |                 |     |     |     |      |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度             | 57%<br>(50%)      |              |                                   |                             |   |              |                 |     |     |     |      |
|                | 指針2. 類似世帯比較                       | 51%<br>(44%)      |              |                                   |                             |   |              |                 |     |     |     |      |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情報         | 79%<br>(68%)      | 51%<br>(43%) | 71%<br>(65%)                      | 51%<br>(44%)                | 68%<br>(65%)                              | 60%<br>(54%) | 49%<br>(41%)    |     |     |     |      |
|                | 追加項目2. 供給する電気の電源構成に関する情報          | 82%<br>(75%)      | 54%<br>(49%) |                                   |                             |   |              |                 |     |     |     |      |
|                | 追加項目3. 時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化      | 85%<br>(84%)      | 75%<br>(75%) |                                   |                             |   |              |                 |     |     |     |      |
|                | 追加項目4. 電気の需要の最適化                  | 75%<br>(72%)      | 56%<br>(50%) |                                   |                             |   |              |                 |     |     |     |      |
|                | 指針1.(5) その他の創意工夫                  |                   | 50%<br>(43%) |                                   |                             |   |              |                 |     |     |     |      |
| 凡例             |                                   | 矢1本で前年度比10pt増加を示す |              |                                   |                             |   |              |                 |     |     |     |      |
|                |                                   | 0%                | 10%          | 20%                               | 30%                         | 40%                                       | 50%          | 60%             | 70% | 80% | 90% | 100% |

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、2023～2024 年度に連続して様式を提出した連続提出事業者は、ほぼすべての項目で実施率が前年度と同等かそれを上回った。特に、追加項目 2. (内容) の実施率が大きく改善している。小売契約件数 30 万件以下事業者では、2023～2024 年度に連続して様式を提出した連続提出事業者は、すべての項目で実施率が前年度と同等かそれを上回った。特に昨年度は実施率が 50%を割っていた項目において、実施率が大きく改善している。

表 8 小売契約件数 30 万件超事業者（24 者）の連続提出事業者における項目別実施率推移

| 内容             | 提供方法                              | 基礎点(指針で規定)    |              | 加点(方法)                                       |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|----------------|-----------------------------------|---------------|--------------|--|------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------------|-----|-----|-----|------|
|                |                                   | 提供有無          | 指針3. 集約性     | 追加項目1.<br>省エネ意識の高まるタイミ<br>ングでのプッシュ型の情報<br>提供 | 追加項目2.<br>顧客属性を基にした追加<br>的提供 | 追加項目3.及び4.<br>情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |              | 追加項目5.<br>その他の創意工夫 |     |     |     |      |
|                |                                   |               |              |  |                              | 工夫の有無                           | 閲覧率          |                    |     |     |     |      |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値              | 95%<br>(95%)  | 86%<br>(86%) | 86%<br>(86%)                                 | 86%<br>(81%)                 | 86%<br>(86%)                    | 90%<br>(86%) | 86%<br>(81%)       |     |     |     |      |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金       | 95%<br>(95%)  |              |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 指針1.(3) 機器の使用方法的工夫による<br>削減量及び削減額 | 90%<br>(86%)  |              |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度             | 86%<br>(86%)  |              |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 指針2. 類似世帯比較                       | 81%<br>(76%)  |              |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目1.<br>非化石エネルギーへの転換に資する情報      | 90%<br>(86%)  | 71%<br>(62%) | 86%<br>(86%)                                 | 86%<br>(81%)                 | 86%<br>(86%)                    | 90%<br>(86%) | 86%<br>(81%)       |     |     |     |      |
|                | 追加項目2.<br>供給する電気の電源構成に関する情報       | 90%<br>(81%)  | 67%<br>(71%) |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 追加項目3.<br>時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化   | 86%<br>(86%)  | 81%<br>(86%) |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 追加項目4.<br>電気の需要の最適化               | 100%<br>(95%) | 81%<br>(81%) |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 指針1.(5)<br>その他の創意工夫               | 86%<br>(81%)  |              |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                |                                   | 0%            | 10%          | 20%  | 30%                          | 40%                             | 50%          | 60%                | 70% | 80% | 90% | 100% |

凡例  
↑ 矢1本で前年度比  
10pt増加を示す

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

表 9 小売契約件数 30 万件以下事業者（80 者）の連続提出事業者における項目別実施率推移

| 内容             | 提供方法                              | 基礎点(指針で規定)   |              | 加点(方法)                                       |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|----------------|-----------------------------------|--------------|--------------|--|------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------------|-----|-----|-----|------|
|                |                                   | 提供有無         | 指針3. 集約性     | 追加項目1.<br>省エネ意識の高まるタイミ<br>ングでのプッシュ型の情報<br>提供 | 追加項目2.<br>顧客属性を基にした追加<br>的提供 | 追加項目3.及び4.<br>情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |              | 追加項目5.<br>その他の創意工夫 |     |     |     |      |
|                |                                   |              |              |  |                              | 工夫の有無                           | 閲覧率          |                    |     |     |     |      |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値              | 91%<br>(89%) | 36%<br>(28%) | 64%<br>(55%)                                 | 36%<br>(28%)                 | 60%<br>(55%)                    | 47%<br>(40%) | 34%<br>(23%)       |     |     |     |      |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金       | 91%<br>(91%) |              |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 指針1.(3) 機器の使用方法的工夫による<br>削減量及び削減額 | 60%<br>(47%) |              |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度             | 45%<br>(34%) |              |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 指針2. 類似世帯比較                       | 38%<br>(30%) |              |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目1.<br>非化石エネルギーへの転換に資する情報      | 74%<br>(60%) | 43%<br>(34%) | 64%<br>(55%)                                 | 36%<br>(28%)                 | 60%<br>(55%)                    | 47%<br>(40%) | 34%<br>(23%)       |     |     |     |      |
|                | 追加項目2.<br>供給する電気の電源構成に関する情報       | 79%<br>(72%) | 49%<br>(38%) |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 追加項目3.<br>時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化   | 85%<br>(83%) | 72%<br>(70%) |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 追加項目4.<br>電気の需要の最適化               | 64%<br>(62%) | 45%<br>(36%) |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                | 指針1.(5)<br>その他の創意工夫               | 36%<br>(26%) |              |  |                              |                                 |              |                    |     |     |     |      |
|                |                                   | 0%           | 10%          | 20%  | 30%                          | 40%                             | 50%          | 60%                | 70% | 80% | 90% | 100% |

凡例  
↑ 矢1本で前年度比  
10pt増加を示す

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

### 2.3.2 都市ガス小売事業者

2023 年度と比較して提出事業者数が増加（76 者⇒85 者）した。2 年連続提出事業者数（以降、連続提出事業者）は 68 者であり、89.5%の事業者が引き続き本制度に参加。新規参加の事業者数は 17 者であり、説明会や各業界団体による呼びかけの効果等が表れた結果だと考えられる。

2023 年度と比べて★5 以上事業者が増加（14 者⇒21 者）（うち、満点を取得した事業者は 9 者）した。★1 以下事業者も増加（27 者⇒30 者）した。平均点は 2023 年度の 61.7 点から 2024 年度の 67.4 点に増加した。2023～2024 年度に連続して様式を提出した連続提出事業者の平均点が 65.3 点⇒75.4 点と改善したことが要因である。小売契約件数別では、30 万件超の事業者は 116.8 点から 118.1 点に、30 万件以下の事業者は 51.4 点から 57.4 点に増加した。連続提出事業者の平均点が改善したことが主な要因ある。その他の分析結果については以下のとおりである。

#### (1) 評価結果の分布

2023 年度と比較して提出事業者数は増加（76 者⇒85 者）した。説明会等を通じ、本制度の理解が一定程度広まった結果だと考えられる。★5 以上獲得事業者が増加（14 事業者⇒21 事業者）、構成比も 18%から 25%に増加した。一方、★1 以下事業者も増加（27 事業者⇒30 事業者）したものの、構成比は 36%から 35%と微減であった。

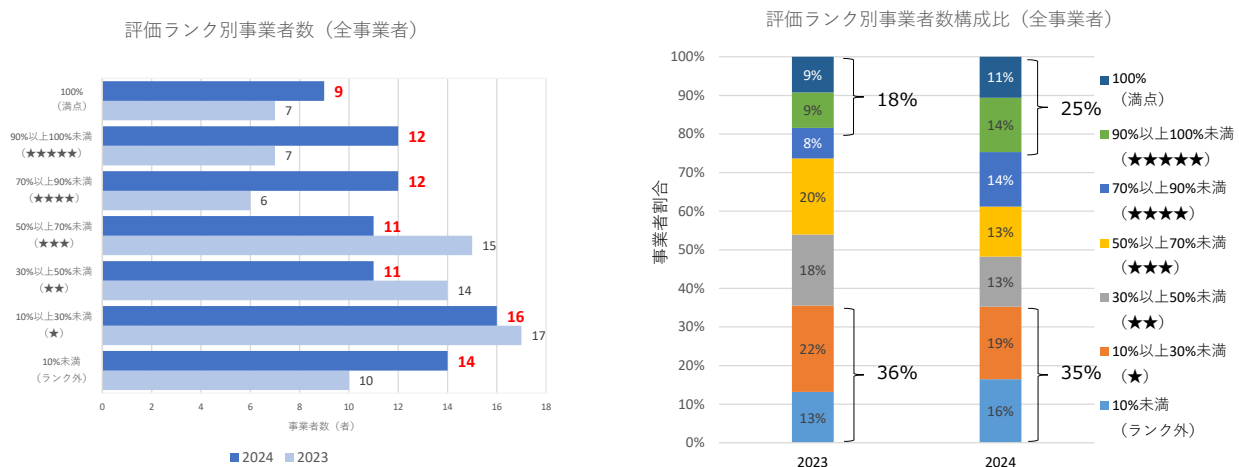


図 10 都市ガス小売事業者（85 者）の評価結果の分布

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、★5 以上獲得事業者は増加（9 事業者⇒10 事業者）したが、構成比は 75%から 71%に減少した。2023 年度に引き続き 2024 年度においても、★2 以下事業者は存在しない。小売契約件数 30 万件以下事業者では、★5 以上獲得事業者が増加（5 事業者⇒11 事業者）し、構成比も 8%から 15%と増加した。ランク外事業者も増加（10 事業者⇒14 事業者）し、構成比は 16%から 20%と増加であった。

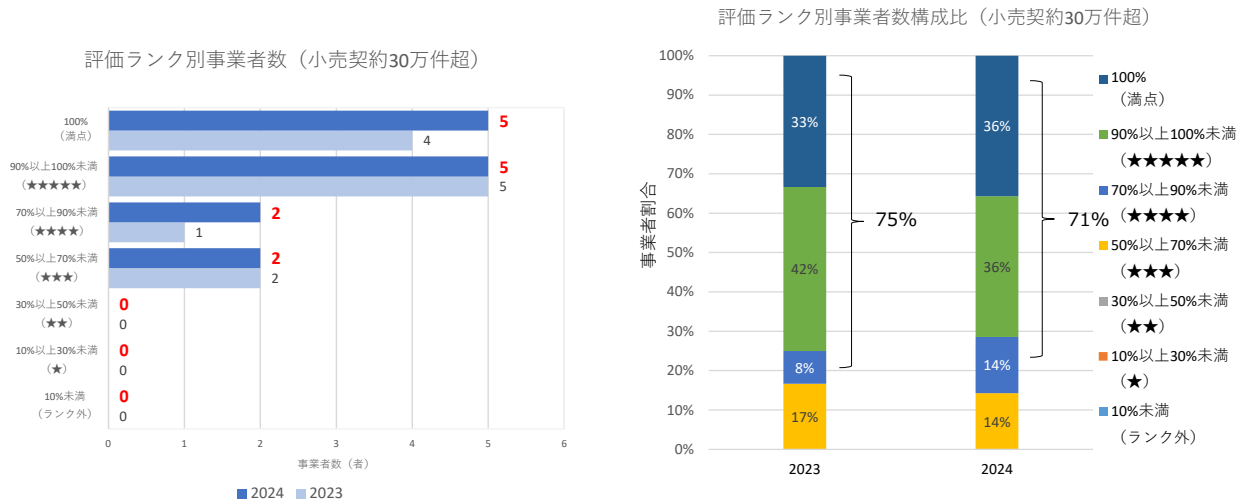


図 11 小売契約件数 30 万件超事業者（14 者）の評価結果の分布  
 (出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

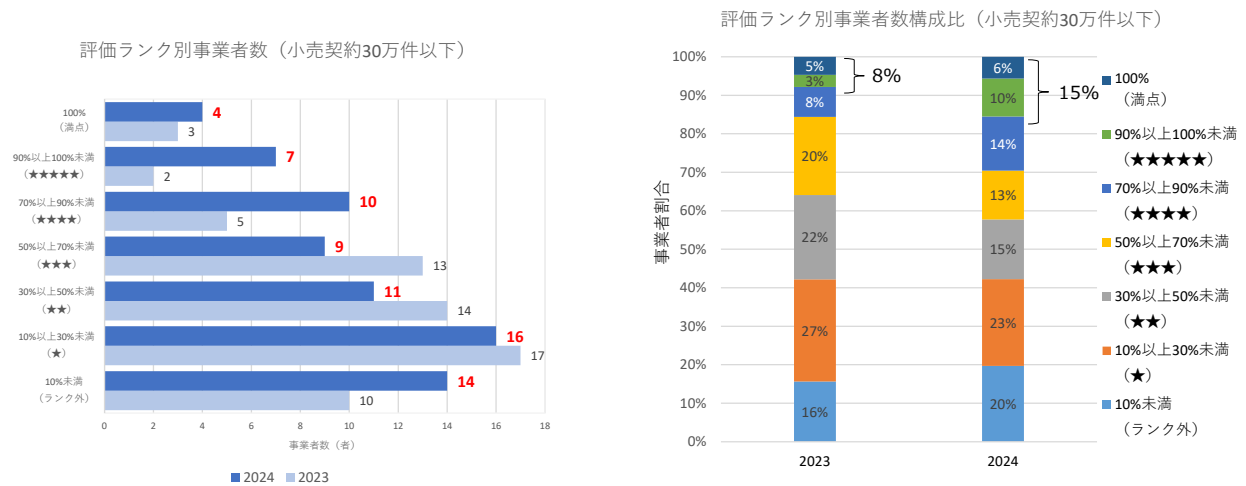


図 12 小売契約件数 30 万件以下事業者（71 者）の評価結果の分布  
 (出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

## (2) 基礎点の分布

基礎点平均点は、48.8 点から 50.8 点と増加した。満点を獲得する事業者が増加（15 者⇒23 者）し、平均点を押し上げた 60 点以上の事業者も増加（36 者⇒45 者）したことが要因である。連続提出事業者の平均点は 51.0 点から 56.5 点と増加した。一方、新規参加事業者は初参加であったことも起因し、平均点が 28.2 点と低調であった。今後の継続的な参加による取組の高度化が期待される。

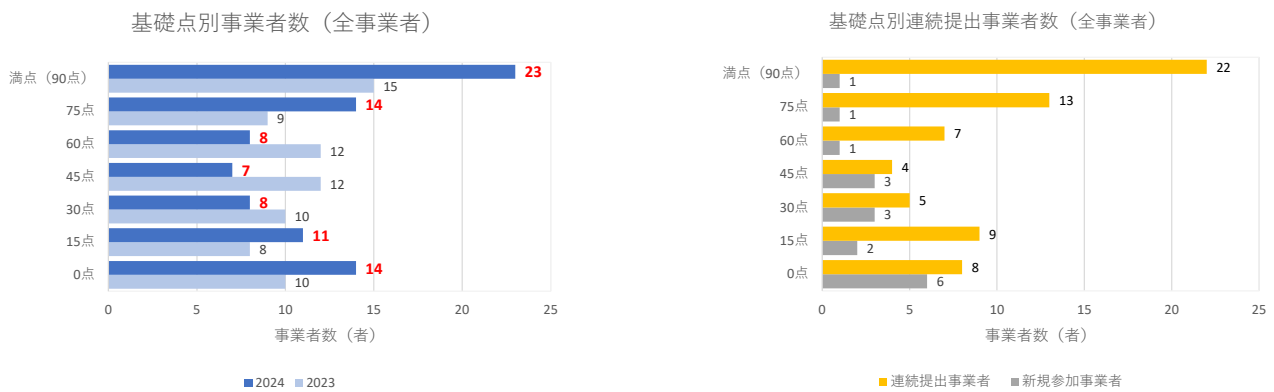


図 13 都市ガス小売事業者（85 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、基礎点平均点は、83.6 点から 84.6 点と微増した。満点を獲得する事業者が微増（9 者⇒10 者）であった。45 点以下の事業者は存在しない。また、新規参加事業者も存在しない。なお、2023 年度に小売契約件数 30 万件以下で報告した事業者 2 者が、2024 年度には契約件数 30 万件超に報告を変更している。小売契約件数 30 万件以下事業者では、基礎点平均点は、42.5 点から 44.2 点と増加した。満点を獲得する事業者が増加（6 者⇒13 者）したものの、30 点以下の事業者も増加（28 者⇒33 者）であった。連続提出事業者の 52%が 60 点以上を獲得し、平均点は 43.4 点から 49.2 点に増加した。新規参加事業者の基礎点は初参加であったことも起因し、平均点が 28.2 点と低調であった。今後の継続的な参加による取組の高度化が期待される。

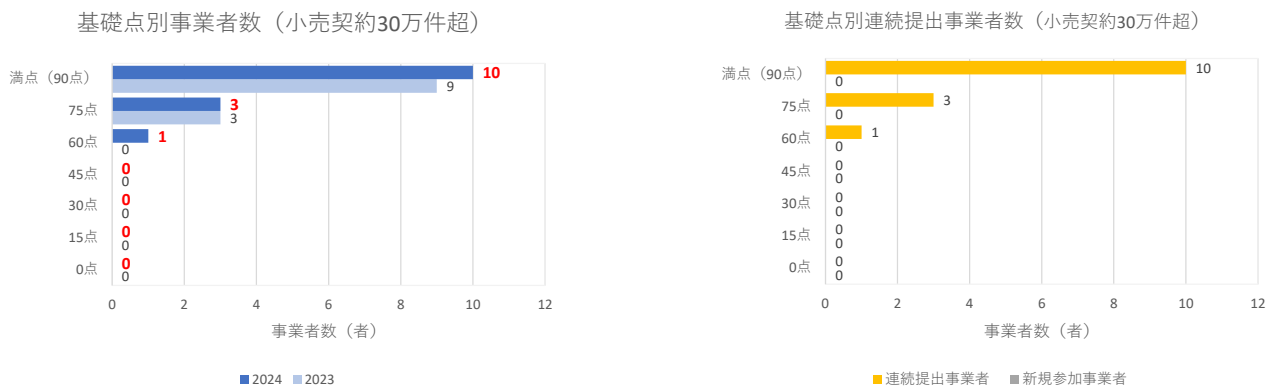


図 14 小売契約件数 30 万件超事業者（14 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

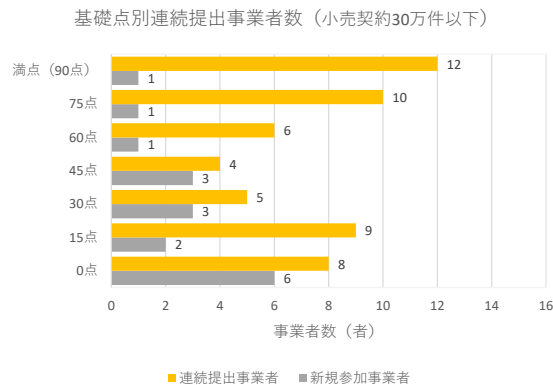
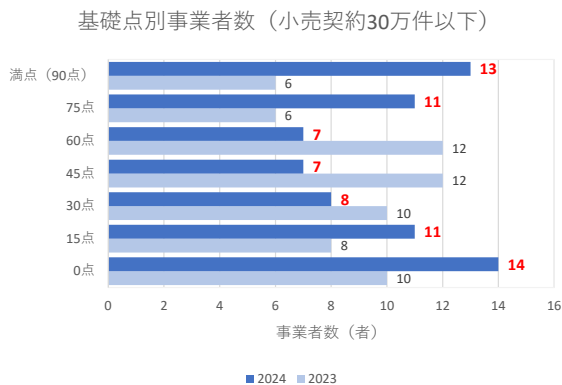


図 15 小売契約件数 30 万件以下事業者（71 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

### （3）加点の分布

加点平均点は、13.0 点から 16.6 点と増加した。平均点を押し上げる 20 点以上を獲得する事業者が増加（26 者⇒38 者）したことが要因である。連続提出事業者の平均点は 14.3 点から 19.0 点と増加した。新規参加事業者の加点は初参加であったことも起因し、平均点が 7.0 点と低調であった。今後の継続的な参加による取組の高度化が期待される。

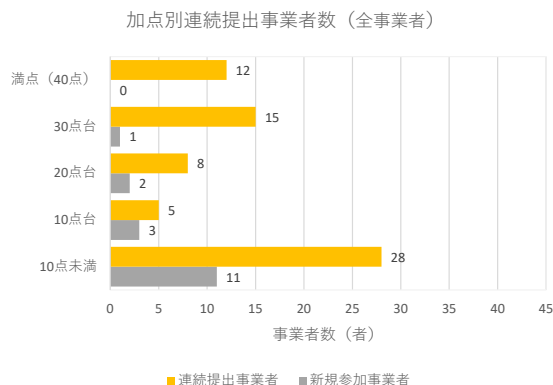
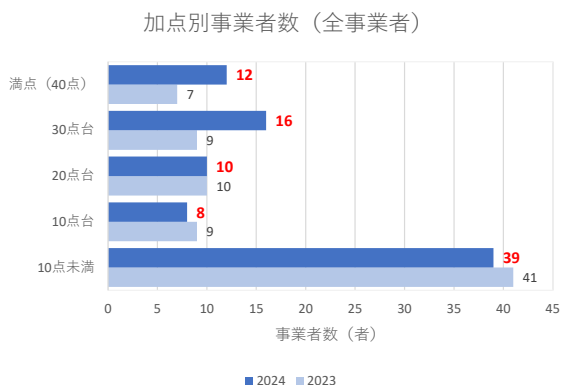


図 16 都市ガス小売事業者（85 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、加点平均点は、30.5 点から 33.4 点と増加した。30 点以上を獲得する事業者が増加（9 者⇒12 者）したことが要因である。なお、新規参加事業者は存在しない。

2023 年度に小売契約件数 30 万件以下で報告した事業者 2 者が、2024 年度には契約件数 30 万件超に変更し報告している。小売契約件数 30 万件以下事業者では、加点平均点は、9.7 点から 13.3 点と増加した。平均点を押し上げた 10 点以上を獲得する事業者が増加（24 者⇒33 者）したことが要因である。連続提出事業者の平均点は 10.8 点から 15.2 点と増加した。新規参加事業者の加点は初参加であったことも起因し、平均点が 7.0 点と低調であった。今後の継続的な参加による取組の高度化が期待される。

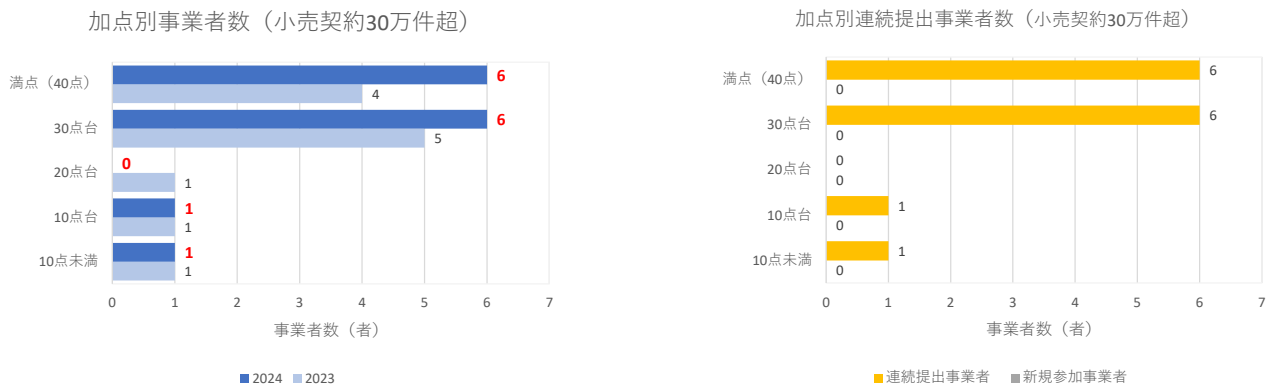


図 17 小売契約件数 30 万件超事業者（14 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

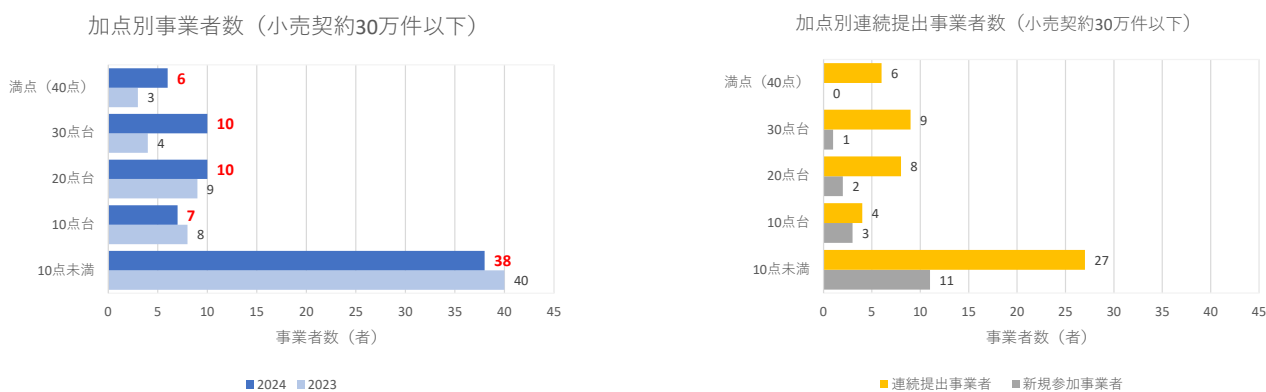


図 18 小売契約件数 30 万件以下事業者（71 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

#### （4）評価ランク別基礎点、加点平均得点率

評価ランク別に基礎点、加点の平均得点率をみると、★5 事業者は基礎点が満点であった。★4 事業者でも基礎点の平均得点率は 80%以上となっており、配点の大きい項目における着実な取組実施が本制度の評価に直結していると考えられる。なお、全体的な傾向は 2023 年度からの大きな変化はない。

表 10 都市ガス小売事業者（85 者）の評価ランク別基礎点、加点平均得点率

|                        | 年度   | 合計    | 基礎点    | 加点    |
|------------------------|------|-------|--------|-------|
| 100%<br>(満点)           | 2024 | 100%  | 100%   | 100%  |
|                        | 2023 | 100%  | 100%   | 100%  |
| 90%以上100%未満<br>(★★★★★) | 2024 | 96.7% | 100.0% | 89.4% |
|                        | 2023 | 95.6% | 100%   | 85.7% |
| 70%以上90%未満<br>(★★★★)   | 2024 | 82.2% | 86.1%  | 73.3% |
|                        | 2023 | 77.4% | 86.1%  | 57.9% |
| 50%以上70%未満<br>(★★★)    | 2024 | 61.2% | 71.2%  | 38.6% |
|                        | 2023 | 60.5% | 68.9%  | 41.5% |
| 30%以上50%未満<br>(★★)     | 2024 | 38.7% | 47.0%  | 20.2% |
|                        | 2023 | 40.3% | 52.4%  | 13.2% |
| 10%以上30%未満<br>(★)      | 2024 | 16.3% | 22.9%  | 1.4%  |
|                        | 2023 | 17.6% | 25.5%  | 0%    |
| 10%未満<br>(ランク外)        | 2024 | 0.0%  | 0.0%   | 0.0%  |
|                        | 2023 | 0.4%  | 0%     | 1.3%  |

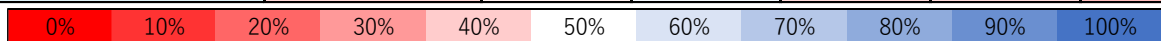
(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

(5) 各情報項目の配点と実施率

基礎点は、指針 1.(1)、1.(2)については実施率が 70%程度を示しているものの指針 2 及び集約性に関しては実施率が 50%を割っており、平均は 50.8 点（90 点満点）となった。加点は、方法に関する追加項目 2 において 50%を超えているものの、その他の項目においては 50%を割っており、平均点は 16.6 点（40 点満点）となった。

表 11 都市ガス小売事業者（85 者）の各情報項目の配点と実施率

| 内容             | 提供方法                             | 基礎点(指針で規定)   |              | 加点(方法)                                       |                              |                                 |             |                    |
|----------------|----------------------------------|--------------|--------------|--|------------------------------|---------------------------------|-------------|--------------------|
|                |                                  | 提供有無         | 指針3.<br>集約性  | 追加項目1.<br>省エネ意識の高まるタイ<br>ミングでのプッシュ型の情報<br>提供 | 追加項目2.<br>顧客属性を基にした追加<br>的提供 | 追加項目3.及び4.<br>情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |             | 追加項目5.<br>その他の創意工夫 |
|                |                                  |              |              |  |                              | 工夫の有無                           | 閲覧率         |                    |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値             | 15点<br>(78%) | 15点<br>(29%) | 5点<br>(47%)                                  | 5点<br>(53%)                  | 10点<br>(42%)                    | 5点<br>(42%) | 5点<br>(36%)        |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金      | 15点<br>(69%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(3) 機器の使用法の工夫による<br>削減量及び削減額 | 15点<br>(58%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度            | 15点<br>(62%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針2. 類似世帯比較                      | 15点<br>(42%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目3.<br>時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化  | 4点<br>(28%)  | 1点<br>(15%)  |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(5)<br>その他の創意工夫              | 5点<br>(42%)  |              |  |                              |                                 |             |                    |

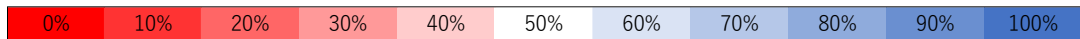


(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、基礎点は、すべての項目において 75%を超えており、平均は 84.6 点（90 点満点）となった。加点は、内容に関する追加項目 3.の集約性において 50%を割っているものの、方法に関する項目を中心に高い実施率となっており、平均点は 33.4 点（40 点満点）となった。小売契約件数 30 万件以下事業者では、基礎点は、指針 1.(1)、(2)、(4)については実施率が 50%を超えているものの、指針 2 及び集約性に関しては実施率が 20~30%前後となっており、平均は 44.2 点（90 点満点）となった。加点は、すべての項目において 50%を割っており、平均点は 13.3 点（40 点満点）となった。

表 12 小売契約件数 30 万件超事業者（14 者）の各情報項目の配点と実施率

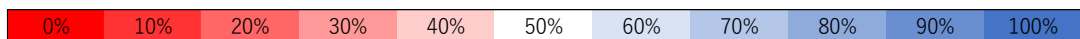
| 内容             | 提供方法                             | 基礎点(指針で規定)    |              | 加点(方法)                                       |                              |                                 |             |                    |
|----------------|----------------------------------|---------------|--------------|--|------------------------------|---------------------------------|-------------|--------------------|
|                |                                  | 提供有無          | 指針3. 集約性     | 追加項目1.<br>省エネ意識の高まるタイ<br>ミングでのプッシュ型の情報<br>提供 | 追加項目2.<br>顧客属性を基にした追加<br>的提供 | 追加項目3.及び4.<br>情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |             | 追加項目5.<br>その他の創意工夫 |
|                |                                  |               |              |  |                              | 工夫の有無                           | 閲覧率         |                    |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値             | 15点<br>(100%) | 15点<br>(79%) | 5点<br>(79%)                                  | 5点<br>(93%)                  | 10点<br>(86%)                    | 5点<br>(93%) | 5点<br>(86%)        |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金      | 15点<br>(100%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(3) 機器の使用法の工夫による<br>削減量及び削減額 | 15点<br>(100%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度            | 15点<br>(100%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針2. 類似世帯比較                      | 15点<br>(86%)  |              |  |                              |                                 |             |                    |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目3.<br>時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化  | 4点<br>(57%)   | 1点<br>(43%)  |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(5)<br>その他の創意工夫              | 5点<br>(93%)   |              |  |                              |                                 |             |                    |



(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

表 13 小売契約件数 30 万件以下事業者（71 者）の各情報項目の配点と実施率

| 内容             | 提供方法                             | 基礎点(指針で規定)   |              | 加点(方法)                                       |                              |                                 |             |                    |
|----------------|----------------------------------|--------------|--------------|--|------------------------------|---------------------------------|-------------|--------------------|
|                |                                  | 提供有無         | 指針3. 集約性     | 追加項目1.<br>省エネ意識の高まるタイ<br>ミングでのプッシュ型の情報<br>提供 | 追加項目2.<br>顧客属性を基にした追加<br>的提供 | 追加項目3.及び4.<br>情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |             | 追加項目5.<br>その他の創意工夫 |
|                |                                  |              |              |  |                              | 工夫の有無                           | 閲覧率         |                    |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値             | 15点<br>(73%) | 15点<br>(20%) | 5点<br>(41%)                                  | 5点<br>(45%)                  | 10点<br>(34%)                    | 5点<br>(32%) | 5点<br>(27%)        |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金      | 15点<br>(63%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(3) 機器の使用法の工夫による<br>削減量及び削減額 | 15点<br>(49%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度            | 15点<br>(55%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針2. 類似世帯比較                      | 15点<br>(34%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目3.<br>時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化  | 4点<br>(23%)  | 1点<br>(10%)  |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(5)<br>その他の創意工夫              | 5点<br>(32%)  |              |  |                              |                                 |             |                    |



(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

## (6) 連続提出事業者の項目別実施率推移

2023～2024 年度に連続して様式を提出した連続提出事業者は、ほぼすべての項目で実施率が前年度と同等かそれを上回った。特に昨年度は実施率が 50%を割っていた項目において、実施率が大きく改善している。

表 14 都市ガス小売事業者（85 者）の連続提出事業者における項目別実施率推移

| 内容             | 提供方法                             | 基礎点(指針で規定)     |                | 加点(方法)                                       |                                |                                 |                |                    |
|----------------|----------------------------------|----------------|----------------|--|--------------------------------|---------------------------------|----------------|--------------------|
|                |                                  | 提供有無           | 指針3.<br>集約性    | 追加項目1.<br>省エネ意識の高まるタイム<br>ングでのプッシュ型の情報<br>提供 | 追加項目2.<br>顧客属性を基にした追加<br>的信息提供 | 追加項目3.及び4.<br>情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |                | 追加項目5.<br>その他の創意工夫 |
|                |                                  |                |                |  |                                | 工夫の有無                           | 閲覧率            |                    |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値             | 81%<br>(82%)   | 35%<br>(25%) ↑ | 51%<br>(43%) ↑                               | 59%<br>(44%) ↑                 | 50%<br>(41%) ↑                  | 47%<br>(38%) ↑ | 43%<br>(32%) ↑     |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金      | 75%<br>(74%) → |                |  |                                |                                 |                |                    |
|                | 指針1.(3) 機器の使用法の工夫による<br>削減量及び削減額 | 66% ↑<br>(59%) |                |  |                                |                                 |                |                    |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度            | 69% ↑<br>(60%) |                |  |                                |                                 |                |                    |
|                | 指針2. 類似世帯比較                      | 50% ↑<br>(40%) |                |  |                                |                                 |                |                    |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目3.<br>時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化  | 32% ↑<br>(16%) | 18% ↑<br>(12%) |  |                                |                                 |                |                    |
|                | 指針1.(5)<br>その他の創意工夫              |                | 50% ↑<br>(31%) |  |                                |                                 |                |                    |

凡例 ↑ 矢1本で前年度比 10pt増加を示す

|    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 0% | 10% | 20% | 30% | 40% | 50% | 60% | 70% | 80% | 90% | 100% |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、2023～2024 年度に連続して様式を提出した連続提出事業者は、ほぼすべての項目で実施率が前年度と同等かそれを上回った。特に追加項目 3.において実施率が大きく改善している。一方、指針 2.及び追加項目 5.は前年度より実施率が低下している。小売契約件数 30 万件以下事業者では、2023～2024 年度に連続して様式を提出した連続提出事業者は、ほぼすべての項目で実施率が前年度と同等かそれを上回った。特に昨年度は実施率が 50%を割っていた項目において、実施率が大きく改善している。

表 15 小売契約件数 30 万件超事業者（14 者）の連続提出事業者における項目別実施率推移

| 内容             |                              | 基礎点(指針で規定)  |             | 加点(方法)                            |                         |                              |             |                 |
|----------------|------------------------------|-------------|-------------|-----------------------------------|-------------------------|------------------------------|-------------|-----------------|
|                |                              | 提供有無        | 指針3. 集約性    | 追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供 | 追加項目2. 顧客属性を基にした追加的情報提供 | 追加項目3.及び4. 情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |             | 追加項目5. その他の創意工夫 |
|                |                              |             |             |                                   |                         | 工夫の有無                        | 閲覧率         |                 |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値         | 100% (100%) | 79% (75%) ↑ | 79% (67%) ↑                       | 93% (75%) ↑             | 86% (83%) ↑                  | 93% (83%) ↑ | 86% (92%)       |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の月別消費量及び料金      | 100% (100%) |             |                                   |                         |                              |             |                 |
|                | 指針1.(3) 機器の使用法の工夫による削減量及び削減額 | 100% (100%) |             |                                   |                         |                              |             |                 |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度        | 100% (100%) |             |                                   |                         |                              |             |                 |
|                | 指針2. 類似世帯比較                  | 86% (100%)  |             |                                   |                         |                              |             |                 |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目3. 時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化 | 57% (33%) ↑ | 43% (42%) ↑ |                                   |                         |                              |             |                 |
|                | 指針1.(5)                      |             | 93% (92%) ↑ |                                   |                         |                              |             |                 |
|                | その他の創意工夫                     |             |             |                                   |                         |                              |             |                 |

凡例

↑ 矢1本で前年度比 10pt増加を示す

|    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 0% | 10% | 20% | 30% | 40% | 50% | 60% | 70% | 80% | 90% | 100% |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

表 16 小売契約件数 30 万件以下事業者（71 者）の連続提出事業者における項目別実施率推移

| 内容             |                              | 基礎点(指針で規定)  |             | 加点(方法)                            |                         |                              |             |                 |
|----------------|------------------------------|-------------|-------------|-----------------------------------|-------------------------|------------------------------|-------------|-----------------|
|                |                              | 提供有無        | 指針3. 集約性    | 追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供 | 追加項目2. 顧客属性を基にした追加的情報提供 | 追加項目3.及び4. 情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |             | 追加項目5. その他の創意工夫 |
|                |                              |             |             |                                   |                         | 工夫の有無                        | 閲覧率         |                 |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値         | 76% (79%)   | 24% (14%) ↑ | 44% (38%) ↑                       | 50% (38%) ↑             | 41% (32%) ↑                  | 35% (29%) ↑ | 31% (20%) ↑     |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の月別消費量及び料金      | 69% (68%)   |             |                                   |                         |                              |             |                 |
|                | 指針1.(3) 機器の使用法の工夫による削減量及び削減額 | 57% (50%) ↑ |             |                                   |                         |                              |             |                 |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度        | 61% (52%) ↑ |             |                                   |                         |                              |             |                 |
|                | 指針2. 類似世帯比較                  | 41% (27%) ↑ |             |                                   |                         |                              |             |                 |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目3. 時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化 | 26% (13%) ↑ | 11% (5%) ↑  |                                   |                         |                              |             |                 |
|                | 指針1.(5)                      |             | 39% (18%) ↑ |                                   |                         |                              |             |                 |
|                | その他の創意工夫                     |             |             |                                   |                         |                              |             |                 |

凡例

↑ 矢1本で前年度比 10pt増加を示す

|    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 0% | 10% | 20% | 30% | 40% | 50% | 60% | 70% | 80% | 90% | 100% |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

### 2.3.3 LP ガス小売事業者

2023 年度と比較して提出事業者数が増加（11 者⇒15 者）した。2 年連続提出事業者数（以降、連続提出事業者）は 9 者であり、81.8%の事業者が引き続き本制度に参加している。新規参加の事業者数は 6 者であり、説明会や各業界団体による呼びかけの効果等が表れた結果だと考えられる。

2023 年度と比べて★5 事業者が増加（1 者⇒3 者）した。★1 以下事業者も増加（2 者⇒4 者）であった。平均点は 2023 年度の 56.4 点から 2024 年度の 70.7 点に増加した。小売契約件数別では、30 万件超の事業者は 60.0 点から 114.3 点に、30 万件以下の事業者は 55.4 点から 59.8 点に増加した。2023～2024 年度に連続して様式を提出した連続提出事業者の平均点が 60.4 点⇒75.2 点と改善したことが要因である。

#### （1）評価結果の分布

2023 年度と比較して提出事業者数は増加（11 者⇒15 者）した。説明会等を通じ、本制度の理解が一定程度広まった結果だと考えられる。★5 以上獲得事業者が増加（1 事業者⇒3 事業者）したものの、満点の事業者はなしとなった。構成比は 9%から 20%に増加した。一方、★1 以下事業者も増加（2 事業者⇒4 事業者）し、構成比は 18%から 27%と増加であった。

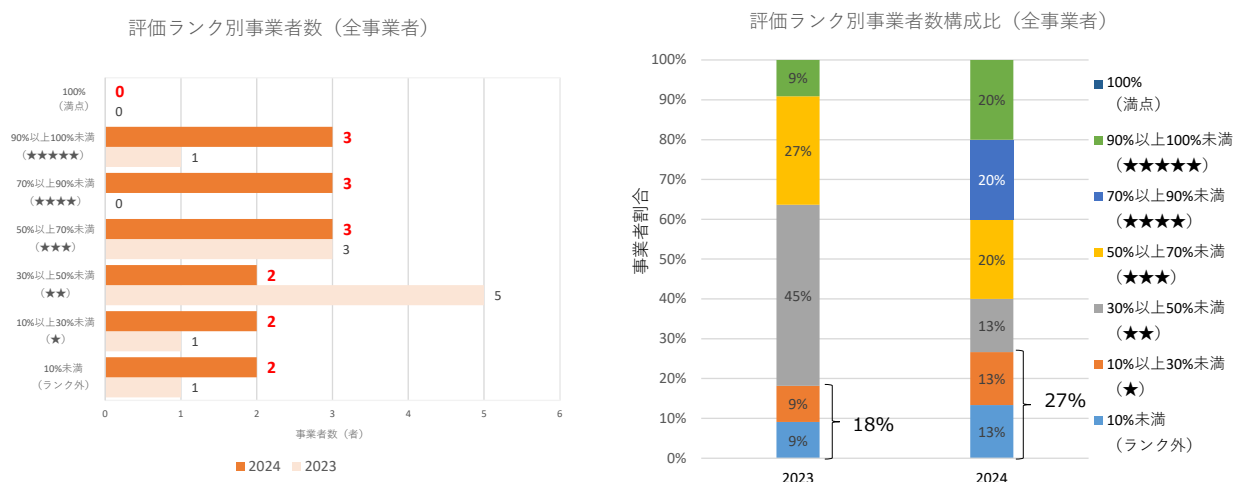


図 19 LP ガス小売事業者（15 者）の評価結果の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、はじめて、★4 以上獲得事業者が出現（0 事業者⇒3 事業者）した。また、全ての事業者が★4 以上獲得事業者となった。小売契約件数 30 万件以下事業者では、★5 以上獲得事業者が増加（1 事業者⇒2 事業者）したものの、満点の事業者はなしであった。構成比は 11%から 17%に増加した。★1 以下獲得事業者も増加（2 事業者⇒4 事業者）し、構成比は 22%から 33%と増加した。

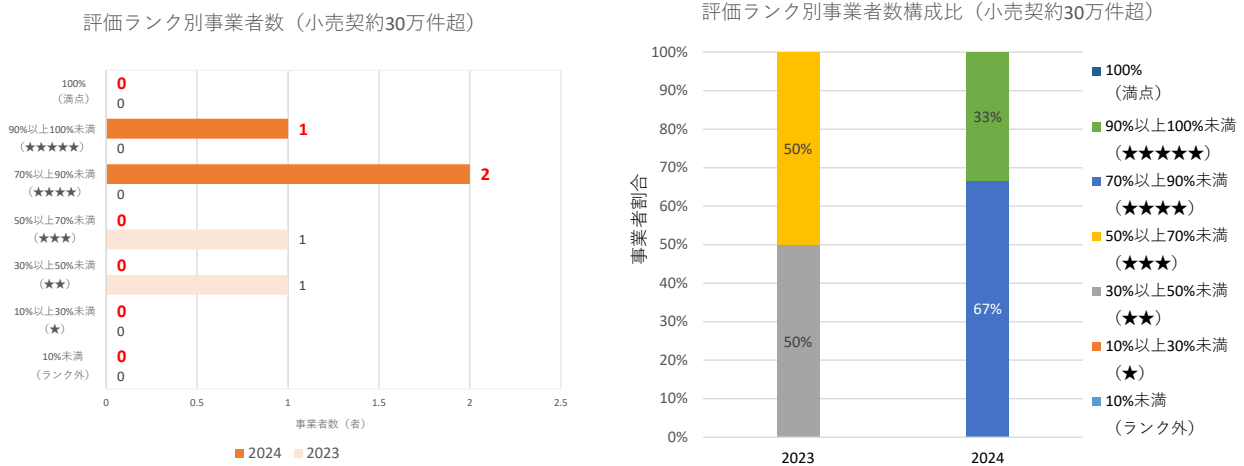


図 20 小売契約件数 30 万件超事業者 (3 者) の評価結果の分布  
(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 6 年度第 1 回) 事務局資料

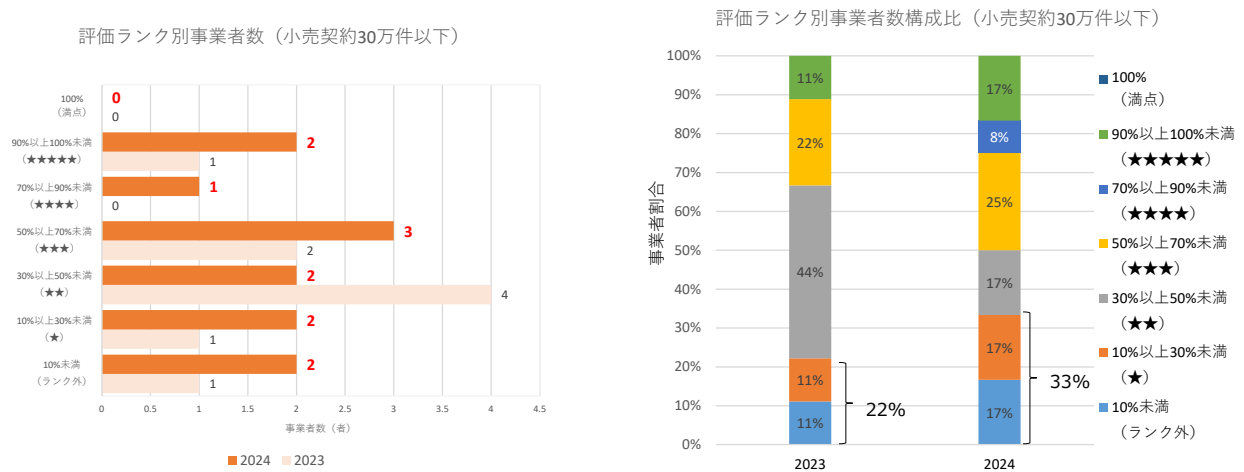


図 21 小売契約件数 30 万件以下事業者 (12 者) の評価結果の分布  
(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 6 年度第 1 回) 事務局資料

## (2) 基礎点の分布

基礎点平均点は、47.7 点から 54.0 点と増加した。満点を獲得する事業者が増加 (1 者⇒3 者) し、平均点を押し上げた 60 点以上の事業者も増加 (4 者⇒8 者) したことが要因である。連続提出事業者の平均点は 51.7 点から 60.0 点と増加した。新規参加事業者の基礎点は初参加であったことも起因し、平均点が 45.0 点にとどまる。今後の継続的な参加による取組の更なる高度化が期待される。

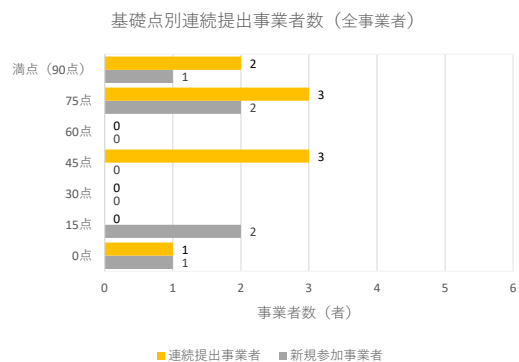
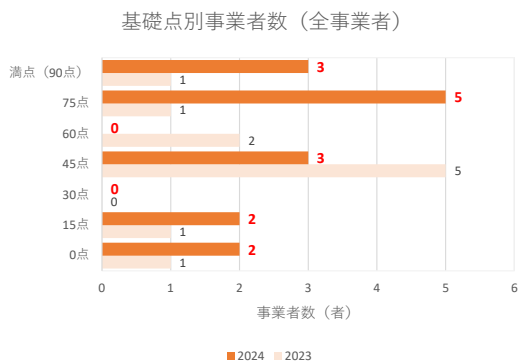


図 22 LP ガス小売事業者（15 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、基礎点平均点は、52.5 点から 80.0 点と増加した。新たに満点を獲得する事業者が出現し、60 点以下の事業者は存在しない。連続提出事業者の平均点は 52.5 点から 82.5 点と増加している。小売契約件数 30 万件以下事業者では、基礎点平均点は、46.7 点から 47.5 点と微増した。60 点以上を獲得する事業者が増加（3 者⇒5 者）した一方、15 点以下の事業者も増加（2 者⇒4 者）であった。連続提出事業者の平均点は 51.4 点から 53.6 点と増加した。新規参加事業者の基礎点は初参加であったことも起因し、平均点が 39.0 点にとどまる。今後の継続的な参加による取組の更なる高度化が期待される。

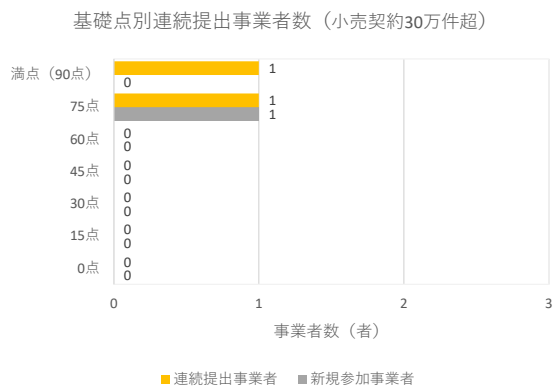
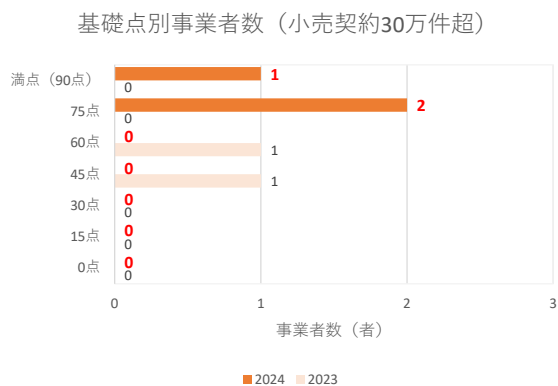


図 23 小売契約件数 30 万件超事業者（3 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

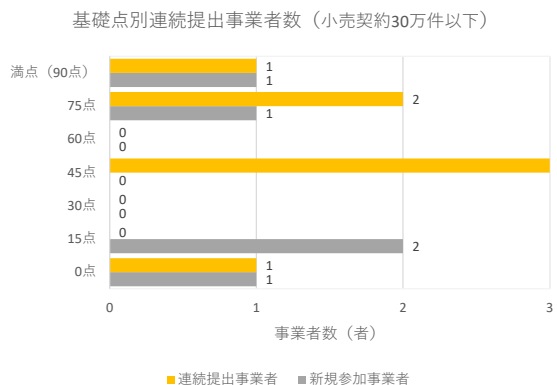
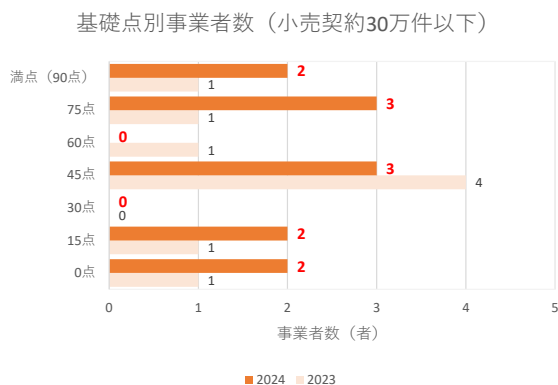


図 24 小売契約件数 30 万件以下事業者（12 者）の基礎点の分布

### (3) 加点の分布

加点平均点は、8.5 点から 16.7 点と増加した。平均点を押し上げた 20 点以上を獲得する事業者が増加 (2 者⇒7 者) したことが要因である。連続提出事業者の平均点は 8.8 点から 15.2 点と増加した。一方、新規参加事業者は 18.8 点と連続提出事業者と同程度の水準であった。

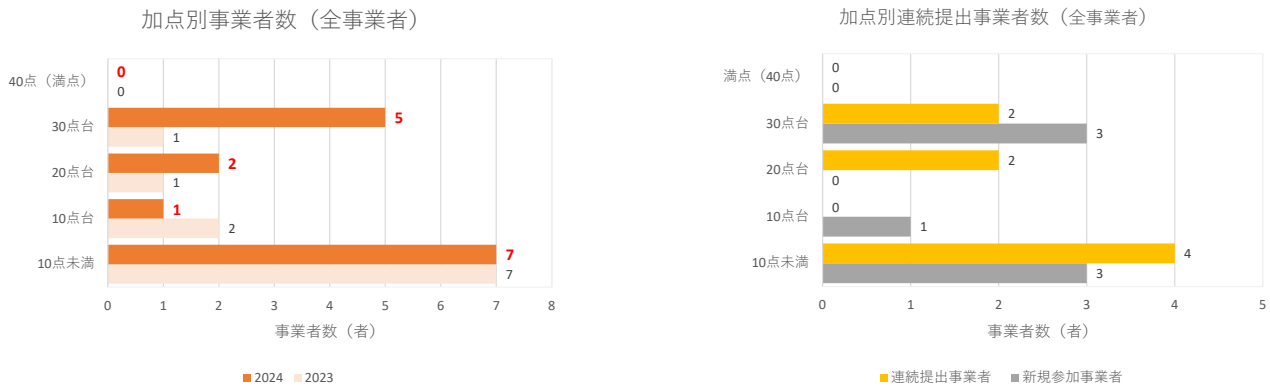


図 25 LP ガス小売事業者 (15 者) の基礎点の分布

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 6 年度第 1 回) 事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、加点平均点は、7.5 点から 34.3 点と増加した。2023 年度は 20 点以下獲得事業者のみであったが、2024 年度は 20 点以上獲得事業者のみとなったことが要因である。連続提出事業者の平均点は 7.5 点から 32.0 点と増加した。一方、新規参加事業者は一事業者のみで 39.0 点であった。小売契約件数 30 万件以下事業者では、加点平均点は、8.8 点から 12.3 点と増加した。平均点を押し上げた 10 点以上を獲得する事業者が増加 (3 者⇒5 者) したことが要因である。連続提出事業者の平均点は 9.1 点から 10.4 点と増加した。新規参加事業者の平均点は 14.8 点であった。

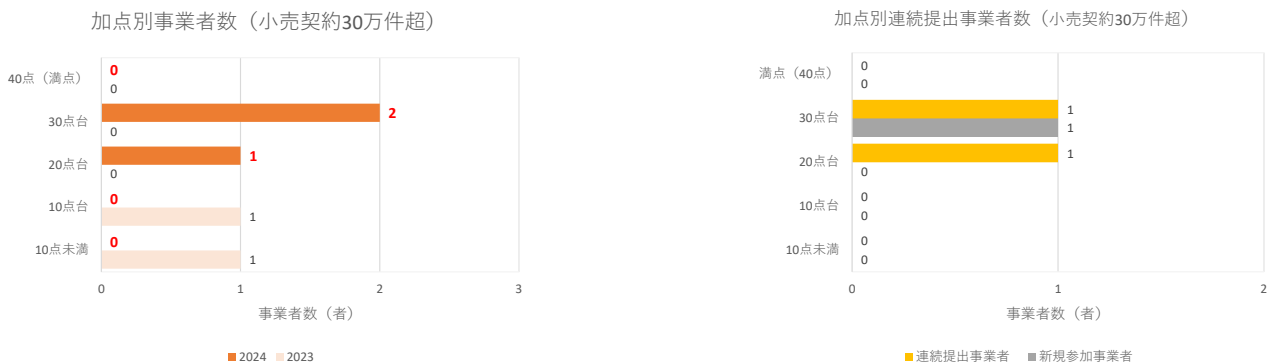


図 26 小売契約件数 30 万件超事業者 (3 者) の基礎点の分布

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 6 年度第 1 回) 事務局資料

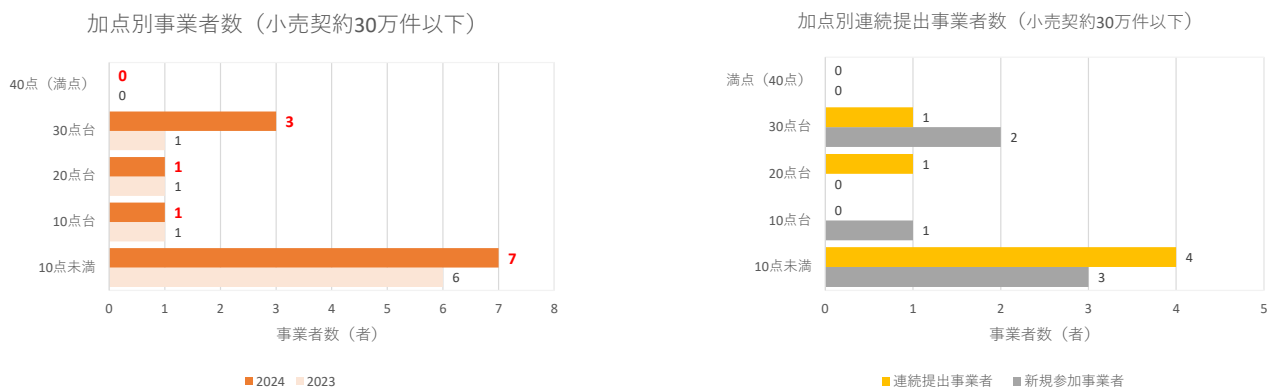


図 27 小売契約件数 30 万件以下事業者（12 者）の基礎点の分布

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

#### （4）評価ランク別基礎点、加点平均得点率

評価ランク別に基礎点、加点の平均得点率をみると、★5 事業者は基礎点が満点である。★4 事業者でも基礎点の平均得点率は 80%以上。2023 年度と比べて、全体の傾向に大きな変化は見られない。

表 17 LP ガス小売事業者（15 者）の評価ランク別基礎点、加点平均得点率

|                        | 年度   | 合計    | 基礎点    | 加点    |
|------------------------|------|-------|--------|-------|
| 100%<br>（満点）           | 2024 | -     | -      | -     |
|                        | 2023 |       |        |       |
| 90%以上100%未満<br>（★★★★★） | 2024 | 96.9% | 100.0% | 90.0% |
|                        | 2023 | 95.4% | 100%   | 85.0% |
| 70%以上90%未満<br>（★★★★★）  | 2024 | 81.8% | 83.3%  | 78.3% |
|                        | 2023 | -     | -      | -     |
| 50%以上70%未満<br>（★★★★）   | 2024 | 56.4% | 72.2%  | 20.8% |
|                        | 2023 | 56.4% | 66.7%  | 33.3% |
| 30%以上50%未満<br>（★★★）    | 2024 | 40.0% | 50.0%  | 17.5% |
|                        | 2023 | 40.0% | 53.3%  | 10.0% |
| 10%以上30%未満<br>（★★）     | 2024 | 15.0% | 16.7%  | 11.3% |
|                        | 2023 | 11.5% | 16.7%  | 0%    |
| 10%未満<br>（ランク外）        | 2024 | 0.0%  | 0.0%   | 0.0%  |
|                        | 2023 | 0%    | 0%     | 0.0%  |

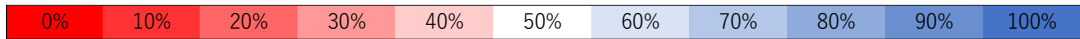
（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

#### （5）各情報項目の配点と実施率

基礎点は、指針 1.(1)～(4)については実施率が 60%を超えているものの集約性に関しては実施率が 30%を割っており、平均は 54.0 点（90 点満点）となった。加点は、ほぼすべての項目においては 50%を割っており、平均点は 16.7 点（40 点満点）となった。

表 18 LP ガス小売事業者（15 者）の各情報項目の配点と実施率

| 内容             | 提供方法                             | 基礎点(指針で規定)   |              | 加点(方法)                                       |                              |                                 |             |                    |
|----------------|----------------------------------|--------------|--------------|--|------------------------------|---------------------------------|-------------|--------------------|
|                |                                  | 提供有無         | 指針3. 集約性     | 追加項目1.<br>省エネ意識の高まるタイミ<br>ングでのプッシュ型の情報<br>提供 | 追加項目2.<br>顧客属性を基にした追加<br>的提供 | 追加項目3.及び4.<br>情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |             | 追加項目5.<br>その他の創意工夫 |
|                |                                  |              |              |  |                              | 工夫の有無                           | 閲覧率         |                    |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値             | 15点<br>(73%) | 15点<br>(27%) | 5点<br>(40%)                                  | 5点<br>(47%)                  | 10点<br>(47%)                    | 5点<br>(47%) | 5点<br>(40%)        |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金      | 15点<br>(73%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(3) 機器の使用法の工夫による<br>削減量及び削減額 | 15点<br>(67%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度            | 15点<br>(73%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針2. 類似世帯比較                      | 15点<br>(47%) |              |  |                              |                                 |             |                    |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目3.<br>時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化  | 4点<br>(33%)  | 1点<br>(0%)   |  |                              |                                 |             |                    |
|                | 指針1.(5)<br>その他の創意工夫              | 5点<br>(40%)  |              |  |                              |                                 |             |                    |

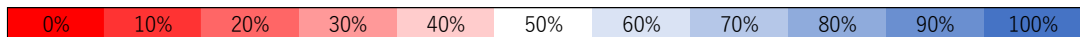


(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、基礎点は、指針(1)～(4)において 100%を達成し、その他の項目も 65%を超えている。平均は 80.0 点（90 点満点）となった。加点は、内容に関する追加項目 3.の集約性が 0%であるものの、その他の項目においては 65%を超えており、平均点は 34.3 点（40 点満点）となった。小売契約件数 30 万件以下事業者では、基礎点は、指針 1.(1)～(4)については実施率が 50%を超えているものの、指針 2 及び集約性に関しては実施率が 50%を割っており、平均は 47.5 点（90 点満点）となった。加点は、すべての項目において 50%を割っており、平均点は 12.3 点（40 点満点）となった。

表 19 小売契約件数 30 万件超事業者（3 者）の各情報項目の配点と実施率

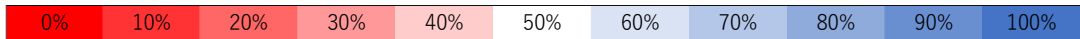
| 内容             | 提供方法                             | 基礎点(指針で規定)    |              | 加点(方法)                                       |                              |                                 |              |                    |
|----------------|----------------------------------|---------------|--------------|--|------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------------|
|                |                                  | 提供有無          | 指針3. 集約性     | 追加項目1.<br>省エネ意識の高まるタイミ<br>ングでのプッシュ型の情報<br>提供 | 追加項目2.<br>顧客属性を基にした追加<br>的提供 | 追加項目3.及び4.<br>情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |              | 追加項目5.<br>その他の創意工夫 |
|                |                                  |               |              |  |                              | 工夫の有無                           | 閲覧率          |                    |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値             | 15点<br>(100%) | 15点<br>(67%) | 5点<br>(100%)                                 | 5点<br>(100%)                 | 10点<br>(67%)                    | 5点<br>(100%) | 5点<br>(100%)       |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金      | 15点<br>(100%) |              |  |                              |                                 |              |                    |
|                | 指針1.(3) 機器の使用法の工夫による<br>削減量及び削減額 | 15点<br>(100%) |              |  |                              |                                 |              |                    |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度            | 15点<br>(100%) |              |  |                              |                                 |              |                    |
|                | 指針2. 類似世帯比較                      | 15点<br>(67%)  |              |  |                              |                                 |              |                    |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目3.<br>時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化  | 4点<br>(67%)   | 1点<br>(0%)   |  |                              |                                 |              |                    |
|                | 指針1.(5)<br>その他の創意工夫              | 5点<br>(100%)  |              |  |                              |                                 |              |                    |



(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

表 20 小売契約件数 30 万件以下事業者（12 者）の各情報項目の配点と実施率

| 内容             | 提供方法                          | 基礎点(指針で規定)   |              | 加点(方法)                            |                         |   |             |                 |
|----------------|-------------------------------|--------------|--------------|-----------------------------------|-------------------------|---|-------------|-----------------|
|                |                               | 提供有無         | 指針3. 集約性     | 追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供 | 追加項目2. 顧客属性を基にした追加的情報提供 | 追加項目3.及び4. 情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫<br>工夫の有無 閲覧率 |             | 追加項目5. その他の創意工夫 |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値          | 15点<br>(67%) | 15点<br>(17%) | 5点<br>(25%)                       | 5点<br>(33%)             | 10点<br>(42%)                              | 5点<br>(33%) | 5点<br>(25%)     |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の月別消費量及び料金       | 15点<br>(67%) |              |                                   |                         |   |             |                 |
|                | 指針1.(3) 機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額 | 15点<br>(58%) |              |                                   |                         |   |             |                 |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度         | 15点<br>(67%) |              |                                   |                         |   |             |                 |
|                | 指針2. 類似世帯比較                   | 15点<br>(42%) |              |                                   |                         |   |             |                 |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目3. 毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化    | 4点<br>(25%)  | 1点<br>(0%)   |                                   |                         |   |             |                 |
|                | 指針1.(5) その他の創意工夫              | 5点<br>(25%)  |              |                                   |                         |   |             |                 |



(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

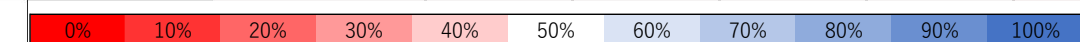
(6) 連続提出事業者の項目別実施率推移

2023～2024年度に連続して様式を提出した連続提出事業者は、ほぼ全ての項目で実施率が前年度と同等かそれを上回った。特に昨年度は実施率が50%を割っていた項目において、実施率が大きく改善している。

表 21 LP ガス小売事業者（15 者）の連続提出事業者における項目別実施率推移

| 内容             | 提供方法                        | 基礎点(指針で規定)    |               | 加点(方法)                            |                         |   |               |                 |
|----------------|-----------------------------|---------------|---------------|-----------------------------------|-------------------------|---|---------------|-----------------|
|                |                             | 提供有無          | 指針3. 集約性      | 追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供 | 追加項目2. 顧客属性を基にした追加的情報提供 | 追加項目3.及び4. 情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫<br>工夫の有無 閲覧率 |               | 追加項目5. その他の創意工夫 |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値        | 89%<br>(89%)  | 22%↑<br>(11%) | 33%↑<br>(22%)                     | 44%<br>(44%)            | 44%↑<br>(22%)                             | 44%↑<br>(22%) | 33%↑<br>(11%)   |
|                | 1.(2) 過去一年間の月別消費量及び料金       | 89%<br>(89%)  |               |                                   |                         |   |               |                 |
|                | 1.(3) 機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額 | 78%↑<br>(56%) |               |                                   |                         |   |               |                 |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度       | 67%<br>(78%)  |               |                                   |                         |   |               |                 |
|                | 指針2. 類似世帯比較                 | 56%↑<br>(22%) |               |                                   |                         |   |               |                 |
| 加点<br>(内容)     | 項目3. 毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化    | 33%↑<br>(11%) | 0%<br>(0%)    |                                   |                         |   |               |                 |
|                | 1.(5) 也の創意工夫                | 33%↑<br>(22%) |               |                                   |                         |   |               |                 |

凡例  
↑矢1本で前年度比10pt増加を示す



(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

小売契約件数 30 万件超事業者では、2023～2024 年度に連続して様式を提出した連続提出事業者

は、すべての項目で実施率が前年度と同等かそれを上回った。特に昨年度は実施率が 50%を割っていた項目において、実施率が大きく改善している。一方で、追加項目 3.の情報集約の実施率は前年度に引き続き 0%となった。小売契約件数 30 万件以下事業者では、2023～2024 年度に連続して様式を提出した連続提出事業者は、複数の項目で実施率が前年度と同等かそれを上回った。

配点が高い基礎項目において指針 1.(3)及び指針 2 の実施率が改善している。

表 22 小売契約件数 30 万件超事業者（3 者）の連続提出事業者における項目別実施率推移

| 内容             | 提供方法                              | 基礎点(指針で規定)      |                | 加点(方法)                                       |                                |                                 |                |                    |
|----------------|-----------------------------------|-----------------|----------------|--|--------------------------------|---------------------------------|----------------|--------------------|
|                |                                   | 提供有無            | 指針3. 集約性       | 追加項目1.<br>省エネ意識の高まるタイミン<br>グでのプッシュ型の情報<br>提供 | 追加項目2.<br>顧客属性を基にした追加<br>的信息提供 | 追加項目3.及び4.<br>情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |                | 追加項目5.<br>その他の創意工夫 |
|                |                                   |                 |                |  |                                | 工夫の有無                           | 閲覧率            |                    |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値              | 100%<br>(100%)  |                |  |                                |                                 |                |                    |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金       | 100%<br>(100%)  |                |  |                                |                                 |                |                    |
|                | 指針1.(3) 機器の使用方法的工夫による<br>削減量及び削減額 | 100%<br>(50%) ↑ | 50%<br>(0%) ↑  |  |                                |                                 |                |                    |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度             | 100%<br>(100%)  |                | 100%<br>(50%) ↑                              | 100%<br>(100%)                 | 50%<br>(0%) ↑                   | 100%<br>(0%) ↑ | 100%<br>(0%) ↑     |
|                | 指針2. 類似世帯比較                       | 100%<br>(0%) ↑  |                |  |                                |                                 |                |                    |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目3.<br>時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化   | 50%<br>(0%) ↑   | 0%<br>(0%)     |  |                                |                                 |                |                    |
|                | 指針1.(5)<br>その他の創意工夫               |                 | 100%<br>(0%) ↑ |  |                                |                                 |                |                    |

凡例

↑ 矢1本で前年度比 10pt増加を示す

|    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 0% | 10% | 20% | 30% | 40% | 50% | 60% | 70% | 80% | 90% | 100% |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

表 23 小売契約件数 30 万件以下事業者（12 者）の連続提出事業者における項目別実施率推移

| 内容             | 提供方法                              | 基礎点(指針で規定)     |              | 加点(方法)                                       |                                |                                 |              |                    |
|----------------|-----------------------------------|----------------|--------------|--|--------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------------|
|                |                                   | 提供有無           | 指針3. 集約性     | 追加項目1.<br>省エネ意識の高まるタイミン<br>グでのプッシュ型の情報<br>提供 | 追加項目2.<br>顧客属性を基にした追加<br>的信息提供 | 追加項目3.及び4.<br>情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫 |              | 追加項目5.<br>その他の創意工夫 |
|                |                                   |                |              |  |                                | 工夫の有無                           | 閲覧率          |                    |
| 基礎点<br>(指針で規定) | 指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値              | 86%<br>(86%)   |              |  |                                |                                 |              |                    |
|                | 指針1.(2) 過去一年間の<br>月別消費量及び料金       | 86%<br>(86%)   |              |  |                                |                                 |              |                    |
|                | 指針1.(3) 機器の使用方法的工夫による<br>削減量及び削減額 | 71%<br>(57%) ↑ | 14%<br>(14%) |  |                                |                                 |              |                    |
|                | 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度             | 57%<br>(71%)   |              | 14%<br>(14%)                                 | 29%<br>(29%)                   | 43%<br>(29%) ↑                  | 29%<br>(29%) | 14%<br>(14%)       |
|                | 指針2. 類似世帯比較                       | 43%<br>(29%) ↑ |              |  |                                |                                 |              |                    |
| 加点<br>(内容)     | 追加項目3.<br>時間毎にきめ細かなエネルギー消費量の可視化   | 29%<br>(14%) ↑ | 0%<br>(0%)   |  |                                |                                 |              |                    |
|                | 指針1.(5)<br>その他の創意工夫               |                | 14%<br>(29%) |  |                                |                                 |              |                    |

凡例

↑ 矢1本で前年度比 10pt増加を示す

|    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 0% | 10% | 20% | 30% | 40% | 50% | 60% | 70% | 80% | 90% | 100% |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 6 年度第 1 回）事務局資料

## 2.3.4 事業者評価一覧

契約件数 30 万件超及び公表意向あり事業者の評価結果一覧は以下のとおりである。

表 24 事業者別評価結果一覧（小売電気事業者）

| 評価                 | 小売電気事業者   | 評価  | 小売電気事業者 |
|--------------------|---|---|---------|
| ★★★★★（満点）<br>（27者） | au エネルギー & ライフ株式会社<br>ENEOS Power株式会社<br>NTTアノードエナジー株式会社<br>アストマックス・エネルギー株式会社<br>エバーグリーン・リテリング株式会社<br>シン・エナジー株式会社<br>ミツウロコグリーンエネルギー株式会社<br>楽天エナジー株式会社<br>株式会社Loop<br>株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ<br>株式会社イーネットワークシステムズ<br>株式会社ジェイコム札幌<br>関西電力株式会社<br>京葉瓦斯株式会社<br>四国電力株式会社<br>住友商事株式会社<br>湘南電力株式会社<br>大阪瓦斯株式会社<br>中国電力株式会社<br>中部電力ミライズ株式会社<br>東京電力エナジーパートナー株式会社<br>東邦ガス株式会社<br>東北電力株式会社<br>日本瓦斯株式会社（鹿児島）<br>北海道ガス株式会社<br>北海道電力株式会社<br>北陸電力株式会社 | ★★★★★<br>（7者）<br>サーラeエナジー株式会社<br>沖縄電力株式会社<br>株式会社UPDATER<br>広島ガス株式会社<br>大和ハウス工業株式会社<br>その他2者  |         |
|                    |   | ★★★<br>（12者）<br>TERA Energy 株式会社<br>株式会社ストエネ<br>株式会社リミックスポイント<br>株式会社ワット<br>日本瓦斯株式会社<br>その他7者 |         |
|                    |   | ★★<br>（17者）<br>Q.ENESTでんき株式会社<br>その他17者   |         |
|                    |   | ★<br>（20者）<br>株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ<br>その他19者   |         |
|                    |   | ランク外<br>（13者）<br>神楽電力株式会社<br>その他12者   |         |
| ★★★★★<br>（8者）      | 株式会社 能勢・豊能まちづくり<br>株式会社CDエナジーダイレクト<br>株式会社サニックス<br>九州電力株式会社<br>西部ガス株式会社<br>静岡ガス&パワー株式会社<br>全農エネルギー株式会社<br>東京瓦斯株式会社  |   |         |

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

表 25 事業者別評価結果一覧（都市ガス小売事業者）

| 評価                | 都市ガス小売事業者  | 評価           | 都市ガス小売事業者   |
|-------------------|--|--------------|---|
| ★★★★★（満点）<br>（9者） | 関西電力株式会社<br>京葉瓦斯株式会社<br>西部ガス株式会社<br>西部ガス熊本株式会社<br>西部ガス佐世保株式会社<br>西部ガス長崎株式会社<br>大阪瓦斯株式会社<br>大多喜ガス株式会社<br>東邦ガス株式会社   | ★★★<br>（11者） | 厚木瓦斯株式会社<br>佐渡ガス株式会社<br>仙台市ガス局<br>島田ガス株式会社<br>日本瓦斯株式会社<br>武州ガス株式会社<br>その他5者 |
| ★★★★★<br>（12者）    | サーラエナジー株式会社<br>下田ガス株式会社<br>広島ガス株式会社<br>信州ガス株式会社<br>静岡ガス株式会社<br>帯広ガス株式会社<br>中部電力ミライズ株式会社<br>東京瓦斯株式会社<br>東京電力エナジーパートナー株式会社<br>東部瓦斯株式会社<br>日本瓦斯株式会社（鹿児島）<br>北海道ガス株式会社 | ★★（11者）      | 11者   |
| ★★★★★<br>（12者）    | 岡山ガス株式会社<br>河内長野ガス株式会社<br>株式会社CDエナジーダイレクト<br>浦原瓦斯株式会社<br>吉田ガス株式会社<br>京和ガス株式会社<br>金沢エナジー株式会社<br>四国ガス株式会社<br>北陸瓦斯株式会社<br>その他3者                                       | ★（16者）       | 16者   |
|                   |  | ランク外（14者）    | 14者   |

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

表 26 事業者別評価結果一覧（LPガス小売事業者）

| 評価            | LPガス小売事業者   |
|---------------|---|
| ★★★★★<br>（3者） | E N E O S グローブエナジー株式会社<br>サーラエナジー株式会社<br>広島ガスプロバン株式会社 |
| ★★★★★<br>（3者） | 株式会社ザ・トーカイ<br>東部液化石油株式会社<br>日本瓦斯株式会社                  |
| ★★★<br>（3者）   | 厚木瓦斯株式会社<br>静岡ガスエネルギー株式会社<br>その他1者                    |
| ★★（2者）        | 株式会社コバプロ<br>その他1者                                     |
| ★（2者）         | 2者  |
| ランク外（2者）      | 2者  |

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

### 2.3.5 評価結果の公表

評価結果は2024年12月に資源エネルギー庁のホームページにおいて公表した。公表内容は前項の事業者別評価一覧及びエネルギー種別評価ランクの分布及び得点率とした。また、昨年度に引き続き本制度において満点評価を獲得した事業者の省エネ等に資する取組について、当該事業者が作成した取組事例もあわせて公表した。各種詳細については「[省エネコミュニケーション・ランキング制度](#)」を参照のこと。

### 2.3.6 様式提出事業者に対する評価結果のフィードバック

資源エネルギー庁 HP において評価結果を公表するのに先立ち、2024年11月に各社に対してメールに評価結果（★の数、得点、基礎点・加点の内訳、評価項目ごとの加点状況）のフィードバックを実施した。なお、2024年度より、参加事業者が更なる取組へ移行が可能となるようフィードバックの様式を図28のとおり変更している。

| 法人名：（事業者名記載）<br>（業種名）  |       | 評価結果：（評価ランク記載）<br>昨年度：（評価ランク記載） |       |          |
|--|-------|---------------------------------|-------|----------|
| 採点結果   |       |                                 |       |          |
| 基礎点  | 〇/90  | 平均                              | 〇/90  | 【参考】昨年結果 |
| 加点   | 〇/55  | 〇/55                            | 〇/55  | 〇/55     |
| 合計   | 〇/145 | 〇/145                           | 〇/145 | 〇/145    |
| 項目別詳細  |       |                                 |       |          |
| 指針1.(1)  | 〇/15  | 平均                              | 〇/15  | 【参考】昨年結果 |
| 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報   | 〇/15  | 〇/15                            | 〇/15  | 〇/15     |
| 指針1.(2)  | 〇/15  | 〇/15                            | 〇/15  | 〇/15     |
| 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報   | 〇/15  | 〇/15                            | 〇/15  | 〇/15     |
| 指針1.(3)  | 〇/15  | 〇/15                            | 〇/15  | 〇/15     |
| エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等                                    | 〇/15  | 〇/15                            | 〇/15  | 〇/15     |
| 指針1.(4)  | 〇/15  | 〇/15                            | 〇/15  | 〇/15     |
| エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報          | 〇/15  | 〇/15                            | 〇/15  | 〇/15     |
| 指針2.   | 〇/15  | 〇/15                            | 〇/15  | 〇/15     |
| 契約形態及び住居形態別のエネルギー使用量の目安、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報                                       | 〇/15  | 〇/15                            | 〇/15  | 〇/15     |
| 指針3.   | 〇/15  | 〇/15                            | 〇/15  | 〇/15     |
| 指針1.(1)～(4)及び2.に掲げる情報を集約した上での一般消費者への提供   | 〇/15  | 〇/15                            | 〇/15  | 〇/15     |
| 追加項目1.   | 〇/4   | 〇/4                             | 〇/4   | 〇/4      |
| 非化石エネルギーへの転換に資する情報<br>※小売電気事業者のみ回答すること。  | 〇/4   | 〇/4                             | 〇/4   | 〇/4      |
| 追加項目1.   | 〇/1   | 〇/1                             | 〇/1   | 〇/1      |
| 非化石エネルギーへの転換に資する情報<br>※小売電気事業者のみ回答すること。【情報の集約】   | 〇/1   | 〇/1                             | 〇/1   | 〇/1      |
| 追加項目2.   | 〇/4   | 〇/4                             | 〇/4   | 〇/4      |
| 供給する電気の電源構成に関する情報<br>※小売電気事業者のみ回答すること。   | 〇/4   | 〇/4                             | 〇/4   | 〇/4      |
| 追加項目2.   | 〇/1   | 〇/1                             | 〇/1   | 〇/1      |
| 供給する電気の電源構成に関する情報<br>※小売電気事業者のみ回答すること。【情報の集約】  | 〇/1   | 〇/1                             | 〇/1   | 〇/1      |
| 追加項目3.   | 〇/4   | 〇/4                             | 〇/4   | 〇/4      |
| 時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量を見える化した情報  | 〇/4   | 〇/4                             | 〇/4   | 〇/4      |
| 追加項目3.   | 〇/1   | 〇/1                             | 〇/1   | 〇/1      |
| 時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量を見える化した情報【情報の集約】   | 〇/1   | 〇/1                             | 〇/1   | 〇/1      |
| 追加項目4.   | 〇/4   | 〇/4                             | 〇/4   | 〇/4      |
| 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報<br>※小売電気事業者のみ回答すること。   | 〇/4   | 〇/4                             | 〇/4   | 〇/4      |
| 追加項目4.   | 〇/1   | 〇/1                             | 〇/1   | 〇/1      |
| 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報<br>※小売電気事業者のみ回答すること。【情報の集約】                                    | 〇/1   | 〇/1                             | 〇/1   | 〇/1      |
| 指針1.(5)  | 〇/5   | 〇/5                             | 〇/5   | 〇/5      |
| その他、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供 | 〇/5   | 〇/5                             | 〇/5   | 〇/5      |
| 追加項目1.   | 〇/5   | 〇/5                             | 〇/5   | 〇/5      |
| 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供   | 〇/5   | 〇/5                             | 〇/5   | 〇/5      |
| 追加項目2.   | 〇/5   | 〇/5                             | 〇/5   | 〇/5      |
| 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫   | 〇/5   | 〇/5                             | 〇/5   | 〇/5      |
| 追加項目3.   | 〇/10  | 〇/10                            | 〇/10  | 〇/10     |
| 提供する情報の閲覧率を高める工夫   | 〇/10  | 〇/10                            | 〇/10  | 〇/10     |
| 追加項目4.   | 〇/5   | 〇/5                             | 〇/5   | 〇/5      |
| 提供する情報の閲覧率の測定  | 〇/5   | 〇/5                             | 〇/5   | 〇/5      |
| 追加項目5.   | 〇/5   | 〇/5                             | 〇/5   | 〇/5      |
| その他提供方法に関する創意工夫  | 〇/5   | 〇/5                             | 〇/5   | 〇/5      |

図28 フィードバックフォーマット表

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

### 3. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直し

#### 3.1 2025年度の運用改正案

##### 3.1.1 情報の集約状況に関する採点基準の見直し

基礎点部分の「情報の集約状況」採点基準は、指針1.及び指針2.のうち事業者が提供している情報を対象に、それら全てが集約されている場合のみ採点しており、一部情報のみを集約している事業者はその集約取組を本制度にて評価されていない。また、加点部分の「情報の集約状況」に関して、項目ごとに情報の集約を確認する設問が配置されているものの、割引キャンペーン等、本制度に直接関係のない情報との集約を報告している事業者も存在している。これを踏まえ、本制度における「情報の集約状況」に関する採点基準の見直しを行う。

「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針（以下、指針）」の第3項は、全てのエネルギー供給事業者に、可能な範囲内で指針第1項及び第2項に掲げる情報を同時に閲覧できるよう集約した上で一般消費者へ提供するよう努めることを規定している。これを受け「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（以下、ガイドライン）」では、下記のとおり集約化に関する定義が示されている。

##### ② 一般消費者に対する情報提供の集約化

指針の第3項は、全てのエネルギー供給事業者に、可能な範囲内で第1項及び第2項に掲げる情報を同時に閲覧できるよう集約した上で一般消費者へ提供するよう努めることを規定している。当該指針における「集約」は、情報提供に用いられている媒体に応じて下記のとおり定義する。

- Web ページ・スマートフォンアプリ等の電子媒体で情報提供している場合：ある画面から特定の画面に直接遷移が可能な状態
- 紙面（検針票・請求書等）で情報提供している場合：全ての情報が同封されている状態（URL等の記載でも可とする）

以下にて情報提供の集約化のイメージを提示する。

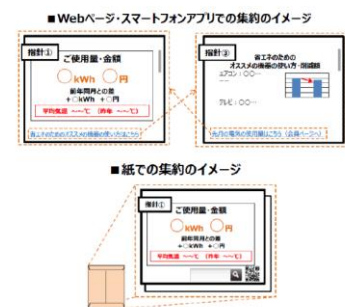


図 3 情報提供の集約化のイメージ  
(出典：2021年度エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 第1回検討会資料)

#### 図 29 ガイドライン上における集約の取扱いについて

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

一方、同ガイドラインにおいて省エネコミュニケーション・ランキング制度における集約性の採点基準が明確に示されていない。そのため、下表のように集約状況に差異はないものの、集約性で得られる配点に差が生じている。

表 27 パターン別情報の集約状況における得点状況

|                                     | パターン1                 | パターン2                 | パターン3                  | パターン4                  |
|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 指針1.(1)<br>毎月の消費量の前年同月値             | 提供：している<br>集約：している    | 提供：している<br>集約：している    | 提供：している<br>集約：している     | 提供：している<br>集約：している     |
| 指針1.(2)<br>過去一年間の月別消費量及び<br>料金      | 提供：している<br>集約：している    | 提供：している<br>集約：している    | 提供：している<br>集約：している     | 提供：している<br>集約：している     |
| 指針1.(3)<br>機器の使用法の工夫による<br>削減量及び削減額 | 提供：している<br>集約：している    | 提供：していない<br>集約：していない  | 提供：している<br>集約：していない    | 提供：している<br>集約：していない    |
| 指針1.(4)<br>省エネ設備の性能と助成制度            | 提供：している<br>集約：している    | 提供：していない<br>集約：していない  | 提供：している<br>集約：していない    | 提供：していない<br>集約：していない   |
| 指針2.<br>類似世帯比較                      | 提供：している<br>集約：している    | 提供：していない<br>集約：していない  | 提供：している<br>集約：していない    | 提供：していない<br>集約：していない   |
| 指針3.<br>集約性                         | 提供している情報<br>全てを集約している | 提供している情報<br>全てを集約している | 提供している情報の<br>一部を集約している | 提供している情報の<br>一部を集約している |
| 提供得点（75点満点）                         | 75点                   | 30点                   | 75点                    | 45点                    |
| 集約性得点（15点満点）                        | 15点                   | 15点                   | 0点                     | 0点                     |
| 基礎項目合計点（90点満点）                      | 90点                   | 45点                   | 75点                    | 45点                    |

パターン2～4：指針1.(1)、(2)を提供・集約しているが配点が異なる。

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

また、5つある基礎項目のうち、①一部の情報を提供し、そのすべてを集約している事業者は、電気7%、都市ガス2%、LPガス7%、②基礎項目のすべてを提供しているものの、その一部のみ集約している事業者は、電気2%、都市ガス14%、LPガス27%存在している。先述のとおり、集約性に関する項目で、①は15点を得るが、②は0点となる。

小売電気事業者（N=104）

都市ガス小売事業者（N=85）

LPガス小売事業者（N=15）

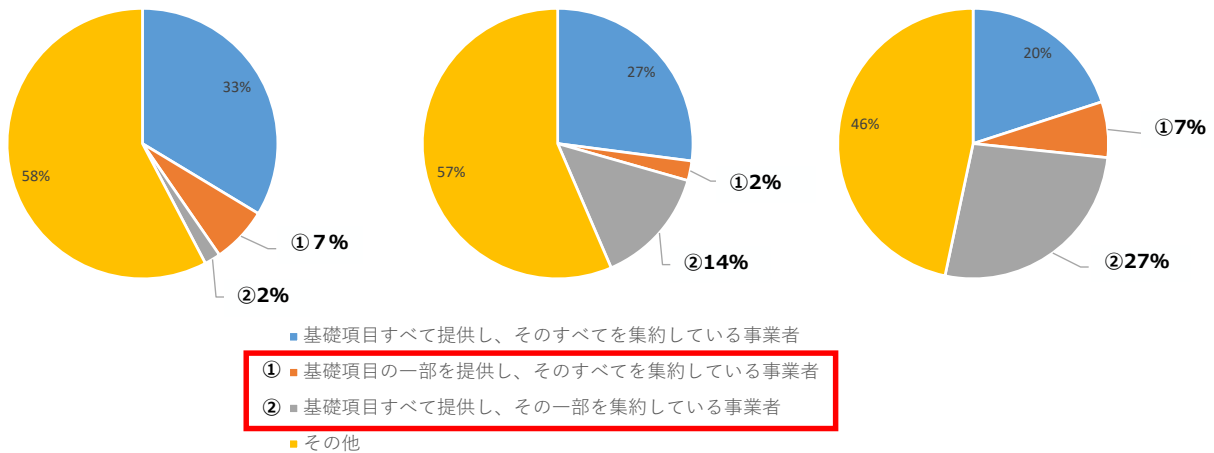


図 30 基礎点における集約性に関する回答状況

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

加点部分にあたる追加項目において、項目ごとに情報の集約状況を確認する設問が配置されている。一方、集約すべき具体的な情報例が記載されていないため、少数ではあるが割引キャンペーン等、本制度の趣旨に合わない情報との集約を報告している事業者も存在する。

表 28 加点に係る情報の集約状況の設問例

| 項目   | 記入欄      | 備考欄  |
|--|----------|--|
| 追加項目2.<br>供給する電気の<br>電源構成に関する<br>情報<br>※小売電気事業者のみ回答すること。 | ①提供状況    | 該当する選択肢を選択。  |
|  | ②提供内容    | ①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。 |
|  | ③情報の集約状況 | 該当する選択肢を選択。  |
|  | ④実施内容    | ③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。            |

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 6 年度第 1 回) 事務局資料

指針 1. 及び指針 2. のうち、集約している情報の個数に応じて配点を設定する。具体的には集約数が 2 つの場合は 6 点、3 つの場合は 9 点、4 つの場合は 12 点、5 つの場合は 15 点としてはどうか。集約対象とする情報は本制度の目的を踏まえ「本制度の趣旨に合う情報に限定」してはどうか。

### 3.1.2 基礎点に関する取組の実施率改善

2024 年度コミュニケーション・ランキング制度の結果によると、小売契約件数 30 万件以下の事業者の基礎項目実施率が低い傾向があり、今後の継続的な参加による取組の高度化が期待される。参考に、基礎項目の点数分布を小売契約件数別に示す。基礎項目の一部は、第三者が提供する情報サイトを紹介することも採点対象となる。第三者が提供する情報サイトを活用することで、基礎項目の情報提供に取り組みやすくなることが期待される。

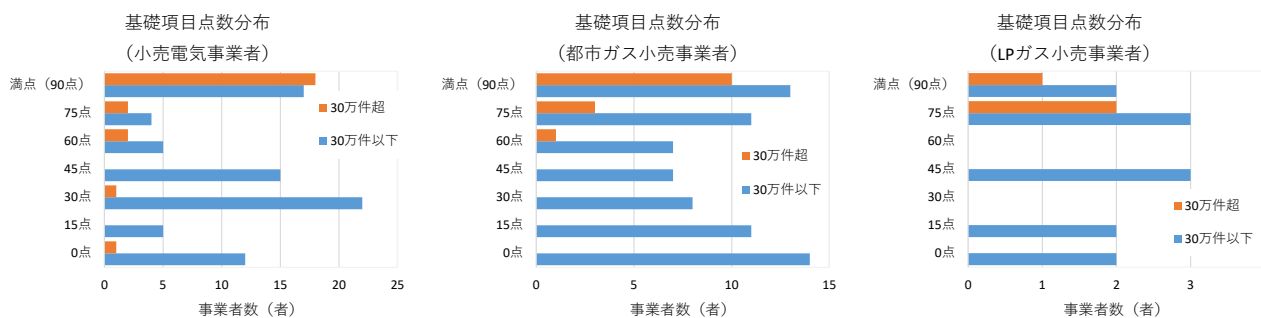


図 31 基礎項目点数分布

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 6 年度第 1 回) 事務局資料

第三者が提供する情報サイトを紹介することで採点対象となる内容の基礎項目は以下の 2 つである。以下 2 項目で最大 30 点 (各 15 点) の獲得が可能となっている。

指針 1.(3) 機器の使用方法の工夫による削減量及び削減額

指針 1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度

なお、2024 年度評価結果における指針 1.(3)及び指針 1.(4)の点数分布は以下のとおりである。第三者サイトを提供することで、15 点または 30 点を獲得する事業者が増加する見込みとなっている。

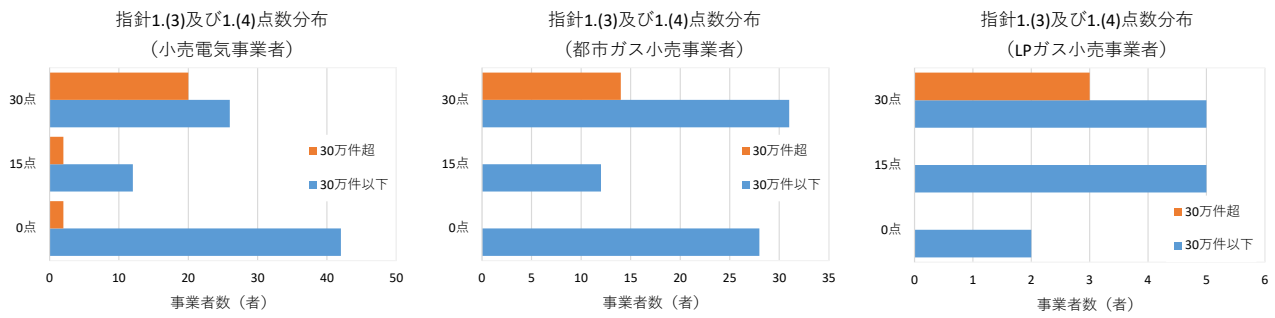


図 32 指針 1.(3)及び 1.(4)点数分布

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 6 年度第 1 回) 事務局資料

基礎項目の実施率改善を目的として、指針 1.(3)又は指針 1.(4)に該当する各業界団体が提供している情報サイト、及び当該項目への回答として今年度事業者より報告された第三者が提供する情報サイトを整理した。

表 29 第三者が提供している情報サイト

| 項目                   | 公開元               | サイト名                         | 内容  |
|----------------------|-------------------|------------------------------|---|
| 指針 1.(3)             | 電気事業連合会           | 節電情報ポータル                     | 家庭でできる省エネ・節電方法とそれによる削減量・削減額等を掲載。                          |
| 指針 1.(3)             | 日本ガス協会            | ガスの節約につながる省エネ方法のご紹介          | 家庭でできるガス機器の省エネ方法とそれによる削減量等を掲載。                            |
| 指針 1.(3)<br>指針 1.(4) | 全国 LP ガス協会        | 需要開発特設サイト                    | 省エネ機器の性能や助成制度に関する情報等を掲載。                                  |
| 指針 1.(4)             | 日本ガス協会            | ガスの利用                        | エネファーム、エコジョーズの性能や削減量等を掲載。                                 |
| 指針 1.(4)             | ヒートポンプセンター・蓄熱センター | 個人のみなさま                      | ヒートポンプ・蓄熱製品、エコキュートの紹介等を掲載。                                |
| 指針 1.(3)<br>指針 1.(4) | 家電製品協会            | 省エネ家電 de スマートライフ             | 家庭でできる省エネ方法や家電の省エネ性能等を掲載。                                 |
| 指針 1.(3)<br>指針 1.(4) | 環境省               | 省エネ製品買替ナビゲーション               | 家庭でできる省エネ方法や省エネ機器の性能等を掲載。                                 |
| 指針 1.(3)<br>指針 1.(4) | 資源エネルギー庁          | 省エネポータルサイト                   | 家庭でできる省エネ方法とそれによる削減量・削減額等を掲載。                             |
| 指針 1.(4)             | 国交省・経産省・環境省       | 住宅省エネ 2024 キャンペーン            | 「子育てエコホーム支援事業」、「先進的窓リノベ 2024 事業」、「給湯省エネ 2024 事業」の案内等を掲載。  |
| 指針 1.(4)             | 資源エネルギー庁          | 給湯省エネ 2024 事業                | 高効率給湯器の導入に係る費用を補助する事業を掲載。                                 |
| 指針 1.(4)             | 資源エネルギー庁          | 省エネ性能カタログ電子版                 | 資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に登録された主な製品のエネルギー消費効率や代表的な機能等の一覧表を掲載。 |
| 指針 1.(4)             | 省エネルギーセンター        | 省エネ・CN の補助金ほか                | 省エネ機器の助成制度のまとめを掲載。  |
| 指針 1.(4)             | 各自治体              | 各自治体 HP の省エネ設備の助成制度に関するページ   | 省エネ設備の助成制度を掲載。  |
| 指針 1.(4)             | メーカー各社            | エコキュート、エコジョーズ、エネファーム等のメーカーHP | 各省エネ機器の性能を掲載。   |

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 6 年度第 1 回) 事務局資料

「指針 1.(3) 機器の使用方法の工夫による削減量及び削減額」及び「指針 1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度」に関する情報を提供している第三者サイトの一覧を資源エネルギー庁ホームページに

参考資料として掲載することで、事業者全体の取組実施率改善に取り組んではいかがでしょうか。なお、参考資料に記載する第三者サイトに関しては、高頻度にリンク先が変更されることは望ましくないため、比較的安定的かつ長期的に情報を提供すると考えられる官公庁、業界団体サイトを対象にしてはいかがでしょうか。

表 30 代表的な第三者サイトの例（2024年12月現在）

| ページ名                  | 項目          |             | 内容  | 公開元                 |
|-----------------------|-------------|-------------|---|---------------------|
|                       | 指針<br>1.(3) | 指針<br>1.(4) |   |                     |
| 「省エネポータルサイト」          | ✓           | ✓           | 家庭でできる省エネ方法とそれによる削減量・削減額等を掲載。                             | 資源エネルギー庁            |
| 「省エネ性能カタログ電子版」        |             | ✓           | 資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に登録された主な製品のエネルギー消費効率や代表的な機能等の一覧表を掲載。 | 資源エネルギー庁            |
| デコ活HP「省エネ製品買替ナビゲーション」 | ✓           | ✓           | 家庭でできる省エネ方法や省エネ機器の性能等を掲載。                                 | 環境省                 |
| 「節電情報ポータル」            | ✓           |             | 家庭でできる省エネ・節電方法とそれによる削減量・削減額等を掲載。                          | 電気事業連合会             |
| 「ガスの節約につながる省エネ方法のご紹介」 | ✓           |             | 家庭でできるガス機器の省エネ方法とそれによる削減量等を掲載。                            | 一般社団法人日本ガス協会        |
| 「ガスの利用」               |             | ✓           | エネファーム、エコジョーズの性能や削減量等を掲載。                                 | 一般社団法人日本ガス協会        |
| 「需要開発特設サイト」           | ✓           | ✓           | 省エネ機器の性能や助成制度に関する情報等を掲載。                                  | 一般社団法人全国LPガス協会      |
| 「個人のみなさま」             |             | ✓           | ヒートポンプ・蓄熱製品、エコキュートの紹介等を掲載。                                | 一般社団法人ヒートポンプ・蓄熱センター |
| 「省エネ家電deスマートライフ」      | ✓           | ✓           | 家庭でできる省エネ方法や家電の省エネ性能等を掲載。                                 | 一般社団法人家電製品協会        |
| 「省エネ・CNの補助金ほか」        |             | ✓           | 省エネ機器の助成制度のまとめを掲載。  | 一般財団法人省エネルギーセンター    |

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

### 3.2 ベストプラクティス集の更新

2024年度にベストプラクティス集に追加すべき取組として、事務局にて表31に示す取組を選定した。取組の概要は図33のとおり。

表 31 2024年度にベストプラクティス集に追加した取組

| 分類 | 事業者名          | 取組内容                | 波及性 | 先進性 | 省エネ性 |
|----|---------------|---------------------|-----|-----|------|
| 内容 | 東京電力エナジーパートナー | マーケティング・オートメーションの活用 | △   | ◎   | △    |

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

【参考】提供方法に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

東京電力エナジーパートナー

- 類型：顧客ニーズの集計・反映
- 取組内容：顧客の属性や行動情報等に基づき、配信内容や配信・表示タイミングの最適化を実現できるMA（マーケティングオートメーション）を活用
- 選定事由：

多くの顧客を抱える企業において各顧客との接点強化は難しい課題だが、MAを用いることで顧客の状況に合わせて最適なタイミングで情報を発信することを可能にした。このようにMAを顧客との接客強化に使用している他事業者はなく、「先進性」の観点で選定。

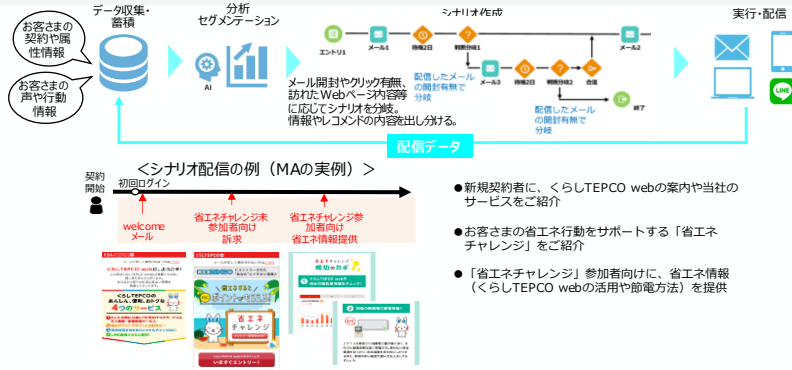


図 33 東京電力エナジーパートナーの取組事例

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

3.3 2025年度の運用スケジュール

年間スケジュールは図 34 に示す通り、報告様式の提出期限は7月末とし、運営事務局にて集計・評価を行った後 10 月頃に評価委員会を開催する予定となっている。そして、各様式提出事業者に評価結果をフィードバックした後、各事業者の評価結果を 12 月初旬に資源エネルギー庁のホームページにおいて公表する予定としている。以降、2026 年 1 月以降にエネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会を開催し、必要に応じて指針やガイドラインの改訂について議論を行う予定。

|                 | 2025年度 |               |             |    |              |             |           |     |             |                 |             |                    | 2026                                       |
|-----------------|--------|---------------|-------------|----|--------------|-------------|-----------|-----|-------------|-----------------|-------------|--------------------|--|
|                 | 4月     | 5月            | 6月          | 7月 | 8月           | 9月          | 10月       | 11月 | 12月         | 1月              | 2月          | 3月                 | 4月   |
| 事務局             |        | ▼<br>報告様式提出依頼 |             |    | →<br>集計・評価作業 |             | →<br>評価FB |     | ▼<br>評価結果公表 |                 |             | →<br>(指針、ガイドライン改正) | →<br>次年度運用                                 |
| エネルギー小売業界団体・事業者 |        | →<br>報告様式の作成  | ▼<br>報告様式提出 |    |              |             |           |     |             | →<br>次年度以降の取組検討 |             |                    |  |
| 評価委員会           |        |               |             |    |              | ★<br>第1回委員会 |           |     |             |                 |             |                    |  |
| ガイドライン検討会       |        |               |             |    |              |             |           |     |             | ★<br>第1回検討会     | ★<br>第2回検討会 |                    | ※議論の進捗に応じて、第3回を開催する可能性                     |
|                 |        |               |             |    |              |             |           |     |             |                 |             |                    | →<br>次年度の制度運用（評価項目、配点等）、指針・ガイドラインの改正について議論 |

図 34 2025年度の運用スケジュール

（出典）エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

### 3.4 ガイドラインの見直し

「3.1 2025年度の運用改正案」への対応内容を踏まえて、エネルギー小売事業者の省エネガイドラインの「4.4 評価基準（採点方法）」に下記文章を挿入した。

また、2024年度以前の基礎点部分の「情報の集約状況」に係る採点基準は、指針1.及び指針2.のうち事業者が提供している情報の全てが集約されている場合のみ得点できるものとなっていた。そのため、情報提供数が多いほど、集約による得点を獲得するのが難しくなっている。これは情報提供数の拡大に対するディスインセンティブにも繋がりがねないことから、2025年度以降の運用では情報の集約数に応じて配点する方式を採用することとした。加えて、加点部分の「情報の集約状況」は、追加項目ごとに情報の集約を評価することとなっているが、割引キャンペーン等、本制度の趣旨に合わない情報との集約を報告する事業者も存在していた。そこで、加点部分の「情報の集約状況」に関しては本制度の趣旨に合う情報を集約していた場合のみ採点対象とすることとした。

図 35 ガイドラインへの挿入文章

(出典) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和6年度第1回）事務局資料

また、「指針1.(3)機器の使用法の工夫による削減量及び削減額」及び「指針1.(4)省エネ設備の性能と助成制度」に関する情報提供を行うため、以下のとおり該当する情報を提供する第三者サイトを整理提供した。詳細は「[【参考】第三者サイト提供に関する資料](#)」を参考のこと。

表 32 指針1.(3)及び指針1.(4)の情報を提供している主なサイト

| ページ名                   | 項目          |             | 内容  | 公開元      |
|------------------------|-------------|-------------|---|----------|
|                        | 指針<br>1.(3) | 指針<br>1.(4) |   |          |
| 「省エネポータルサイト」           | ✓           | ✓           | 家庭でできる省エネ方法とそれによる削減量・削減額等を掲載。                             | 資源エネルギー庁 |
| 「省エネ性能カタログ電子版」         |             | ✓           | 資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に登録された主な製品のエネルギー消費効率や代表的な機能等の一覧表を掲載。 | 資源エネルギー庁 |
| デコ活 HP「省エネ製品買替ナビゲーション」 | ✓           | ✓           | 家庭でできる省エネ方法や省エネ機器の性能等を掲載。                                 | 環境省      |
| 「節電情報ポータル」             | ✓           |             | 家庭でできる省エネ・節電方法とそれによる削減量・削減額等を掲載。                          | 電気事業連合会  |
| 「ガスの節約につながる省エネ方法のご紹介」  | ✓           |             | 家庭でできるガス機器の省エネ方法とそれによる削減量等を掲載。                            | 日本ガス協会   |
| 「ガスの利用」                |             | ✓           | エネファーム、エコジョーズの性能や削減量等を掲載。                                 | 日本ガス協会   |
| 「需要開発特設サイト」            | ✓           | ✓           | 省エネ機器の性能や助成制度に関する情報等を掲載。                                  | 全国LPガス協会 |

|                    |   |   |                            |               |
|--------------------|---|---|----------------------------|---------------|
| 「個人のみなさま」          |   | ✓ | ヒートポンプ・蓄熱製品、エコキュートの紹介等を掲載。 | ヒートポンプ・蓄熱センター |
| 「省エネ家電 de スマートライフ」 | ✓ | ✓ | 家庭でできる省エネ方法や家電の省エネ性能等を掲載。  | 家電製品協会        |
| 「省エネ・CN の補助金ほか」    |   | ✓ | 省エネ機器の助成制度のまとめを掲載。         | 省エネルギーセンター    |

## 第2章 エネルギー小売事業者の更なる取組促進のための制度の検討

### 1. エネルギー小売事業者による消費者の省エネ等に資する取組の実態調査

#### 1.1 実態調査の全体像

本調査では、エネルギー小売事業者の更なる取組促進のための制度の検討に資することを目的として、日本のエネルギー小売事業者（電気、都市ガス、LPガス）による消費者の省エネ等に資する取組事例等の実態を調査した。また、一部の項目については、関連する欧州及び米国におけるエネルギー小売事業者の概況を調査した。

日本のエネルギー小売事業者による消費者の省エネ等に資する取組事例の実態調査としては、「エネルギーの使用の合理化に関する内容」、「非化石転換に関する内容」、「電気の需要の最適化に関する内容」のそれぞれについて調査した。そして、各内容の「情報提供」、「経済的インセンティブ」、「機器の普及促進」について取組事例を調査した上で、類型を設けて整理した。電気の需要の最適化に関する内容については、欧州及び米国におけるエネルギー小売事業者が提供するサービスの概況を調査した。

調査手法は、事業者のウェブサイト、省エネコミュニケーション・ランキング制度における事業者の回答等に基づく文献調査とした。

なお、調査対象とする日本のエネルギー小売事業者は、事業者の事業規模や地域の偏りに留意して、約40社を抽出した。

#### 1.2 電気の需要の最適化に関する海外の動向

本調査では、前述の電気の需要の最適化に関して、欧州及び米国におけるDRに資するサービス等について調査した。ここでは、調査結果の概要を整理する。

調査においては、まず、DRの種類を下表で示す5種類に整理した上で、欧米の小売電気事業者によるサービスの提供の概況をとりまとめた。

表 33 DRに資するサービスの種類

| 項目              | 呼称                          |
|-----------------|-----------------------------|
| ① 時間帯別料金        | TOU : Time of Use           |
| ② 準固定変動料金       | CPP : Critical Peak Pricing |
| ③ 完全変動料金        | RTP : Real Time Pricing     |
| ④ 需要削減/増加へのリベート | —                           |
| ⑤ 制御権譲渡         | —                           |

①時間帯別料金（TOU）については、欧州、米国ともに多くの小売電気事業者による提供例が把握された。事業者によっては、電気料金単価のピーク時間帯、曜日の異なる複数種類のTOUを提供していることがわかった。

②準固定変動料金については、前述のTOUと比べて提供例が少ない様子ではあったものの、欧州、米国ともに小売電気事業者による提供例が把握された。米国の事業者の例では、需給が逼迫する夏季の平日14時～18時にピーク料金単価よりも更に高い単価を適用する料金プランを提供していることがわかった。

③完全変動料金については、卸電力取引のリアルタイム価格等に電気料金単価が連動する仕組みのプランだが、これについても欧州、米国ともに小売電気事業者による提供例が把握された。なかには、価格高騰時や価格高騰が予測される際に、需要家に通知を行うサービスも見受けられた。

④需要削減／増加へのリベートについては、需要家による需要の削減や増加といった需給調整にかかる貢献に対して経済的インセンティブを提供するものである。これは、産業用途等の大規模な需要家を対象とするサービスは見られるものの、家庭用の需要家を対象としたものはさほど多くない。そのなか、本調査では、英国においてサービスが提供されていることを把握した。サービスの内容としては、再エネ発電が多い一方で電力需要が少ない時間帯における電力消費に対して電気料金の半額相当を還元するものである。

⑤制御権譲渡とは、需要家の蓄電池等の設備の制御権を小売事業者等に譲渡し、需給状況等に応じて運用を委ねるものである。制御権譲渡は、欧州、米国ともに小売電気事業者によるサービスの提供例が把握された。対象となる設備は、蓄電池の他に、蓄熱式暖房機となっている事例も把握した。

ここまで整理した①～⑤のそれぞれについて、小売電気事業者が自社のウェブサイト上でどのようにサービスの効果を示しているかという点についても、調査を行ったところ、サービス毎に電気料金の削減の目安等の表示有無や表示内容<sup>1</sup>は様々であることがわかった。

---

<sup>1</sup> 当該料金プランの需要家全体の平均的な省エネ量・割合の表示、世帯当たりの平均的な削減額の目安の表示、等。

## 2. エネルギー小売事業者による消費者の省エネ等に資する取組の評価方法等の検討

### 2.1 検討の全体像

前項までの調査及び資源エネルギー庁「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会（以下、「省エネ小委」とする）」における検討を踏まえ、エネルギー小売事業者による消費者の省エネ等に資する取組の評価方法等を検討した。

### 2.2 検討状況の整理

はじめに、本検討に関連する省エネ小委における更なる省エネ・非化石転換・DRの促進に向けた政策についての検討状況を整理する。

第44回省エネ小委においては、「エネルギー供給事業者による消費者の省エネ等を促進する制度(案)」として、エネルギー供給事業者（電気・ガス・LPG）に対し、消費者の省エネ、非化石転換、電気の需要の最適化に資するサービスや情報提供等の取組の拡大を促す方向性が示された。具体的には、事業者による消費者の省エネ等に資する取組の状況について、事業者が公表すべき事項を定めることとされ、公表すべき内容の詳細が提示された。公表すべき内容は、エネルギーの使用の合理化に関する内容、非化石転換に関する内容、電気の需要の最適化に関する内容に分けて整理された。また、公表すべき事項の様式としては、以下が示された。

**目標及び取組状況に関する公表様式のイメージ（記入後）**

- ・「規定指標」は国が定めるものであり、予め記入されている。
- ・「自由指標」は、「その他想定される指標（例）」も参照しながら、事業者が追加的に公表する場合に記入する。

- ・実績はすべて公表。実績がない場合には「0」と記入する。
- ・過年度の実績も合わせて記入する。

- ・必要に応じて、実績に関する説明等を記入する。

| 公表を求める項目                                     | 指標   |                       | ●年度実績 | 過年度実績 | 数値目標 | 目標年度 | 備考   |
|--|------|-----------------------|-------|-------|------|------|------|
| ・HP等を通じたエネルギー使用状況に関する情報提供                    | 規定指標 | 情報提供を行った顧客数           | ●万回   | ...   | ●万回  | ●●年度 | ~~~~ |
|  | 自由指標 | -                     | -     | ...   | -    | -    | -    |
| ・省エネコンサルティングの実施                              | 規定指標 | 実施件数の全契約者数に占める割合      | ●%    | ...   | -    | -    | -    |
|  | 自由指標 | -                     | -     | ...   | -    | -    | -    |
| ・高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機やハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の販売、販売促進 | 規定指標 | 給湯器の販売台数に占める高効率給湯器の割合 | ●%    | ...   | -    | -    | -    |
|  | 自由指標 | 高効率給湯器の販売促進に寄与した台数    | ●万台   | ...   | -    | -    | -    |
| ...  | ...  | ...                   | ...   | ...   | ...  | ...  | ...  |

- ・様式において、「公表を求める項目」として定める全事項について記入枠が予め設定されている。
- ・各社で任意に項目を追加することも可能（その場合は「規定指標」はなし）。

- ・目標の公表は任意。
- ・公表しない場合は「-」と記入する。

- ・目標年度の公表は任意。
- ・公表しない場合は「-」と記入する。

19

図 36 目標及び取組状況に関する公表様式のイメージ

（出典）第44回省エネ小委「事務局資料 更なる省エネ・非化石転換・DRの促進に向けた政策について」（2024年3月）

第47回省エネ小委においては、事業者の省エネ・非化石転換等の取組の可視化を進めることで、先進的な取組の共有等による取組の高度化を促す方向性が示された。その中で、エネルギー供給事業者

に対し、消費者の省エネ、非化石転換、電気需要最適化に資するサービスや情報提供等の取組の拡大を促すため、事業者による取組状況の公表を求めると示された<sup>2</sup>。

### 2.3 事業者の取組をより効果的に評価する方法の検討

事業者の取組の実態調査及び前項で整理した検討状況を踏まえ、事業者の取組をより効果的に評価する方法について検討した。

今後、事業者の取組をより効果的に評価する方法を詳細に検討し、実行する場合は、様式・ガイドライン等の見直しを行うことが想定される。その際は、事業者の過年度の実績と対象年度の実績の比較のし易さや、事業者間での比較のし易さへの配慮の他、事業者の負担等の観点での検討も必要と考えられる。

---

<sup>2</sup> 第47回省エネ小委「事務局資料 更なる省エネ・非化石転換・DRの促進に向けた政策について」（2025年1月）

## 第3章 Appendix

### エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（2024年度 第1回） 議事要旨

■日時：2025年1月10日（金） 13:00～14:15

■会場：オンライン開催

■出席者：

（委員）

|          |  |
|----------|--|
| 座長 田辺 新一 | 早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授                            |
| 青木 裕佳子   | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会<br>環境委員会 副委員長 |
| 澤田 佳奈子   | 一般財団法人省エネルギーセンター調査・ソリューション本部<br>調査部 総括主幹       |
| 杉浦 淳吉    | 慶応義塾大学文学部人文社会学科 教授                             |
| 西尾 健一郎   | 一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所 上席研究員                     |
| 平山 翔     | 株式会社住環境計画研究所 副主席研究員                            |

（オブザーバー）

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 瀬谷 孝之 | 一般社団法人全国LPガス協会 保安・業務グループ グループ長 |
| 前田 圭  | 電気事業連合会 業務部長                   |
| 菅沼 智浩 | 一般社団法人日本ガス協会 普及部 業務推進部長        |

（事務局）

|       |   |
|-------|---|
| 遠藤 竜司 | 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課 課長補佐                               |
| 中村 仁明 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部<br>環境・自然ユニット 地球環境部 副主任研究員 |

■議題：

- (1) 2024年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果
- (2) 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて

■配布資料：

議事次第

委員名簿

資料1 2024年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果

資料2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて

資料3 エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（改訂案）

参考資料 フィードバックフォーマット表

■ 議事概要：

#### **議題1：2024年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果**

事務局より、資料1「2024年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果」を用いて説明。主な意見は、以下のとおり。

(委員のご意見)

- 小売契約 30 万件超の事業者や連続提出事業者では取組の実施率が向上していることから、おおむね制度が狙いどおりに運用できているのではないかと。
- 本制度では基本的に事業者の情報提供の有無を基に評価している。また、これまでの議論の中で、閲覧率の測定や閲覧率を高める工夫についても加点する要素として追加してきたが、実際にこの情報提供による省エネ効果や省エネ設備の導入効果といった定量指標を把握すべき。特に、2040 年、2050 年までの GHG 削減の進捗確認のためにも、省エネ型給湯器の導入が実際に進んでいるか評価すべきではないか。米国や欧州ではエネルギー事業者の省エネ義務制度の定量評価手法が確立されているので、日本でも同様の評価手法を検討していただきたい。
- 消費者の制度理解を把握するため KPI を設定して理解度を把握してはどうか。本制度では、ランキングによって事業者の取組を促すということと同時に、このランキング評価を消費者が見ることで省エネに積極的に取り組んでいる事業者を選ぶことを促すことも狙いだと理解している。その目的でランキング制度のロゴも作成しているが、実際にこのロゴが消費者のエネルギー事業者選択に寄与しているかどうか、疑問である。そのため、目先ではロゴやランキング制度の認知度向上、その後、消費者が小売事業者の選択の際に本制度をどの程度参考にしたのか毎年調査しトラッキングしていくことで、適切に制度を運用すべきではないか。
- 昨年度より参加事業者が増加し、全体的に取組状況が向上していることを確認できた点は良かった。一方、より多くの事業者に参加いただくという観点から、昨年度参加されたものの今年度参加されなかった事業者の不参加理由が気になる。不参加の理由やその背景等を整理していくことで、制度をよりよくするためのヒントが得られるのではないかと。制度を改善することで対応できる問題なのか、または制度側では対応できない問題なのか、把握できると有用だと考える。
- 本制度の評価結果について、まず指摘したいのは、小売電気事業者、都市ガス小売事業者、LP ガス小売事業者の全てにおいて連続提出事業者の平均点が増加している点だ。これは各事業者の省エネに対する取組が進化していることに加え、事務局の適切な支援が一定程度機能しているということを示唆するものであり、喜ばしいことである。また、説明会や業界団体による呼びかけが功を奏して参加事業者数が増加している点も印象に残った。
- 新規参加事業者の評価が依然として低めである点は留意すべき点である。今後、新規参加事業者が積極的に取組を進化させて評価が向上するよう促していくためには、効果的なフィードバックが鍵になる。本日の参考資料に、フィードバックのフォーマット表が付けられており、具体性、あるいは他の事業者に追いつくために目指すべき項目を把握することが可能となっている。そうした工夫について評価したい。新規参加事業者が批判されていると受け止めることなく、前向きに改善点を受け入れて制度参加を継続できるよう、引き続き丁寧なフィードバックをよろしく願います。
- 小売事業者の販売量、あるいは契約件数に占める参加事業者の割合も、参考情報として示すことは有益ではないか。制度上の定義である 30 万口を超えるか否かという事業者区分や、その事業者数、事業者比率が一次的な基礎情報であることに異論はないが、事業者の規模も様々な中、全体像を概観することは大切である。具体的には、本制度に参加した事業者全体及び 30 万口を超える事業者が業界全体をどの程度カバーしているのか、また 30 万口以下の任意参加事業者を含めた場合にはどの程度カバーできているのかといった形で概観しておくことは、制度の効果の範囲を確認する上で重要であり、未参加事業者にとっても参加を考えるきっかけになる可能性がある。自由化市場の中、把握の難しさがあるかもしれないが、次年度以降、概数でも良いので、販売量、あるいは契約件数に関する情報を把握することで、本制度の評価、モニタリングを改善する有益なデータとなる

のではないか。

- 今回、LP ガス分野において星 5 事業者が増えたこと、そして全体的に参加する事業者も増えたことは非常に大きく評価したい。その観点から LP ガス事業者の取組に対する努力を、認知していただきたい。そうした中、本制度自体の認知度向上に関しては、まだまだ足りない部分があるかと考えている。自由化の世の中になったいま、このランキング制度の認知度を向上し、そして、ランキング制度で高評価を得た事業者それぞれの取組が公開され、それを基に消費者が事業者を切り替えるといった活用ができてこそ、本制度がより活性化していくのではないか。それを見据え、まずは認知度向上のための PR 等について、検討を進めていただきたい。
- 未参加事業者もいるため、どのように参加を促すか検討が必要ではないか。例えば参加して良かったという事業者の声を拾い、それを未参加事業者に伝えながら本制度の良さを認知してもらうという方法も考えられる。そのような点も含め、どのように参加事業者のすそ野を広げていくかが重要となる。

(オブザーバーのご意見)

- 小売電気事業者、都市ガス小売事業者、それから LP ガス小売事業者ともに提出事業者数が増加したことは、この制度が目指しているところで大変よい結果である。日本ガス協会からも引き続き、本制度の趣旨と参加する意義について伝えていきたい。一方、消費者が本制度をどれだけ認知しているのかという点は非常に大切な視点である。事務局においても、引き続き消費者に対する本制度の認知向上をしていただくよう、検討を進めていただきたい。
- 全国 LP ガス協会においても、本制度の説明会を昨年 6 月に実施したところ。その結果、提出事業者が増加したという点は喜ばしいが、引き続き販売事業者に本制度参加への働きかけを実施し、更なる参加者数の増加を目指していきたい。
- 小売電気事業者においても参加事業者が増加しており、更に連続提出事業者の平均点も改善されているということで、制度としては定着してきているのではないか。引き続き、事業者の取組が進展するよう、我々としても努めてまいりたい。一方、消費者の理解や、事業者自体が創意工夫を發揮したいと思えるような制度となるよう、事務局には引き続き検討をお願いしたい。

(事務局)

- 一部課題については、資料 2 にある中長期的な課題として、現在、継続してどのような方策が可能か検討しているところであるが、今後検討を進めるに当たり、委員ならびに関係業界団体にはご意見いただきたい。引き続きのご協力をお願いする。

## **議題 2：省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて**

事務局より、資料 2「省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて」を用いて説明。制度の運用、ガイドラインの改正案等について、了承された。軽微な修正については、座長に一任いただくことで了承された。

主な意見は、以下のとおり。

(委員のご意見)

【情報の集約状況に関する採点基準の見直しについて】

- 配点表改訂案を確認すると基礎点の集約性は「3点×集約数」と記載されている一方、加点の集約性では「1点×4項目」という記載となっている。誤った解釈をする事業者が出る可能性もあるため、分かりやすい表現にしていきたい。
- 複数パターンを用いてわかりやすく整理されており、本来は基礎項目をある程度集約しているにもかかわらず加点を得られていない事業者が存在する課題に対応するものと理解した。
- 提供している全ての情報を集約しなければ加点されないというのは、場合によって新たに情報を提供していこうというインセンティブにならない可能性がある。今回提案された集約数に応じ点数が加算されるという方針は大変良いものである。

#### 【基礎点に関する取組の実施率改善について】

- 本制度は情報提供に取り組んでいることを評価する前向きな制度だと理解している。そのため、各事業者の取組を推し進めることのできる情報提供を実施していくことは本制度の方針に合致しているのではないかと考える。最終的には消費者へ省エネ情報が届くということが一番大切かと思うところ、今回の事務局案のような支援策はとても良いものと感じている。
- 事業者が取組めない状況を批評するのではなく、出来た取組を評価する制度だと理解しているため、非常に効率的かつ実践的である第三者サイトの情報提供により、より多くの事業者から消費者へ充実した省エネ情報が届くことを期待する。
- 現実的には事業者にとって有効な選択肢の一つになるかと思う。加点項目において、例えば追加項目にて顧客属性を基にした追加的情報提供、そうした創意工夫での更なる上乘せも可能になると考えられるため、基礎点という点では、1次情報として一定程度信頼された情報源をリスト化して整理することは有用であると受け止める。なお、今回の第三者サイトの情報提供に異論はないが、今後もしこれらサイトの内容が制度の趣旨にそぐわなくなっていることが明らかになった場合には、情報提供サイトの再整理が必要になるであろうという点は留意すべきである。
- まずは情報提供に取り組むことが重要であるという観点で、まだ取り組めていない小売事業者を後押しするという方向性は良い。ただ、整理されているサイトを比較すると情報の方向性や粒度が異なる部分があるため、当該情報提供が各事業者である程度実施された後には、次の段階として省エネ効果の深掘りが出来る情報を選択できるような整理を目指すべき。

#### 【ベストプラクティス集の更新について】

- 今回追加されたマーケティング・オートメーションについては、情報過多の時代において、消費者がエネルギー問題に注意を向ける時間や機会が限られている中、最適なタイミングで省エネ情報を提供するという重要な取組である。省エネ機器の更新時期に合わせた情報提供や、より省エネ効果の深掘りをしていくという点でも、このような取組が有効になっていくものと期待している。また、小売事業者がその競争環境下で人的リソースを削減せざるを得ない状況下にあるため、業務効率化を図るという点で、実務的にも意義がある取組ではないかと考える。
- 実際のところ、先進性と波及性は、初期段階ではトレードオフの関係にあるのは当然のことであり、現時点では全ての事業者がこうした取組を実施できる状況には至っていないが、今後DXが進むにつれて、このようなベストプラクティスがより多くの事業者に広がっていくことを期待したい。

#### 【2024年度制度運用スケジュール及び中長期的課題について】

- 制度運用スケジュールについて説明が行われた。スケジュールに関する異議はなかった。

(オブザーバーのご意見)

【情報の集約状況に関する採点基準の見直しについて】

- 情報の集約状況に関する採点基準の見直しについて異論はない。

【基礎点に関する取組の実施率改善について】

- 各協会や、行政といった第三者サイトを活用することで、特に小売契約件数 30 万件以下の事業者において更なる取組の進展が期待できるのではと考えている。

【その他】

- 一般消費者への情報提供方法に関し、LP ガス小売事業者や都市ガス小売事業者に関しては、ボンベ交換や引っ越し時のガス栓の開閉等で直接、消費者に相対する機会がある。一方、小売電気事業者に関しては、非常に安全かつ効率的にエネルギーを供給していることから直接的に消費者と顔を合わせる機会がガス小売事業者と比較少ないものと認識している。この点が本制度における電気事業者の参加者数や満点事業者が多いことの原因かと思うが、ガス小売事業者においても対面で接する機会というものを利用した独創的な取組に今後、期待したい。
- 小売契約件数 30 万件以下の事業者にかぎらず、各事業者が本制度に参加したくなるようなインセンティブについても引き続き検討していただきたい。
- LP ガス事業者は、中小零細の事業者がとても多く、小売契約件数 30 万件以下の事業者が占める割合が大きいのが特徴である。そのため、このような運用見直しを事業者に展開することによって、本制度の参加を引き続き働きかけてまいりたい。
- この制度自体は、採点をして評価するということが目的ではなく、消費者と小売エネルギー供給事業者のコミュニケーションをより良いものにすることが目的だと考えている。その中で、国の役割は民間の創意工夫を促すことだと考えているため、そうした考え方の下に、引き続き見直しの検討を進めていただきたい。

(事務局)

- 配点表の改定案についてだが、集約する情報の対象が異なるため、基礎点部分の集約に関する算定式と加点部分の集約に関する算定式が異なっている。基礎点については、集約する情報の対象は指針 1 から指針 2 に記載されている 5 つの情報と限定をされている一方、加点項目における集約する情報の対象は特段限定されておらず、本制度の趣旨に合うものであれば本表に記載されていない情報でも集約情報の対象としてみなしている。このため、ガイドラインでは基礎点部分の集約に関する採点で「集約数」、加点部分では「項目」という異なる用語を使い分けることで、この差異を表現している。一方、分かりにくい部分もあるかと思うため、適宜、表現内容も含めて検討を進めさせていただきたい。
- 本制度は実施した取組を前向きに評価するものと理解しており、その方針に沿った運営を引き続き心がけたい。また、本制度の最終目標は、一般消費者に省エネ情報を届け、実際に省エネに結びつく取組を評価することであり、このような最終目標を実現できるよう、今回提案した対応方針で終わりとせず、事業者の取組状況を踏まえた推進策を随時、検討してまいりたい。

以上